

官庁統計制度と統計調査の現状

工藤弘安*, 大屋祐雪**, 山田 茂***, 森 博美****

Official Statistical Survey System and its Problems

Hiroyasu Kudo* Yuesetsu Ohya** Shigeru Yamada***
and Hiromi Mori****

1. In this chapter, focusing the points on those issues as statistical organization and legislation on which the government statistical undertaking is based, the survey restricts itself only to the academic achievements. As far as the institutional system of official statistics is discussed from a standpoint of its fundamental role for statistics based on questionnaires, it crosses each other with theory of statistical survey. On the contrary an issue is raised on the need of expanded theory of statistical system which covers statistics based upon administrative records or registers in addition to those based on questionnaires. As a result of the survey, a few subjects of future researches are suggested.
2. In this chapter, we examined the problems about government statistical surveys caused by the changes in the modes of life and economic activities of their respondents. Then the new developments of statistical techniques and statistical classification practices brought about by the diversification and the globalization of economic activities of Japanese enterprises in recent years are reviewed. Lastly the growing difficulties of the fieldwork of statistical surveys such as non-responses and non-cooperation of their respondents reflecting in the various surveys are summarized.
3. Treatise on data has been extensively discussed with the problems on the statistical survey system. This chapter reviews new developments in dataology and refers to the statistical database construction.

1. 統計制度論

統計制度論の対象の中で、政府統計事業の事業主体としての統計組織および事業の根拠となる統計法規に焦点をあて、これらに関連する諸研究のサーベイを行ったものである。統計制度が調査統計の基盤として論じられる限りでは、統計制度論はしばしば統計調査論と交錯するが、調査統計のほかにも業務統計あるいはレジスター・ベースの統計を包含した統計制度論の構築の必要がある。統計組織では、総合調整機能と関連して、統計調査体系についてサーベイを行った。統計法規は、戦後の統計2法が制定された経緯を踏まえて、現状ではどのような問題が発生しているかを検討した。

2. 統計調査と統計調査論

本章は、2.1 調査客体の変容と統計の課題で、1985年に統計審議会の答申「統計行政の中長期構想」が整備が急がれると指摘した分野の統計を中心に、6つの分野を取り上げて、主な業績と統計行政の動向について展望した。これらの分野では、従来の統計調査が前提としてきた調査客体が大きな変容をみせており、また社会・経済の新しい動向が新しい統計の作成を促し

論文受付：1993年12月 改訂受付：1993年4月 受理：1993年5月

* 成城大学 経済学部, 〒157 東京都世田谷区成城 6-1-20

** 下関市立大学, 〒751 下関市大学町 2-1-1

*** 国士館大学政経学部, 〒154 東京都世田谷区世田谷 4-28-1

**** 法政大学経済学部, 〒194-02 東京都町田市相原 4342

ている。そこにはこれまでと違った統計作成上の困難があり、その解決にはそれなりの工夫が求められる。

2.2 統計調査技術の新たな展開では、まず統計関係省庁による統計調査技術に関する研究会の成果について、それらの研究の方向と領域をデータ・リンケージ手法の研究を中心に紹介した。また、レジスターを利用した統計作成における問題点を対象とした論稿も展望した。ついで近年進展が著しい経済活動の多様化・国際化と統計分類の関連に関する業績にも触れた。

2.3 調査環境問題と統計の課題で、最近の統計調査の実施困難化の背後にある、プライバシー意識の高揚など統計調査に対する被調査者の潜在的な非協力意識を、非協力実情把握に関わる各種の意識調査の結果の主な傾向と関連する業績を紹介した。最後に、これまであまり利用されていない民間統計の利用可能性と限界についても考察した。

3. 統計資料論

データ論の見地から、現行の統計体系と統計資料論のあり方を展望している。特に最近のデータ提供の新しい形態であるデータベースの現状についても言及した。

目次

0. 官庁統計制度と統計調査の現状……大屋祐雪
 - 0.1. 政府と業務統計
 - 0.2. 政府と調査統計
 - 0.3. 統計組織と統計政策
 - 0.4. 統計調査論と統計資料論
 - 0.5. 追記
1. 統計制度論……工藤弘安
 - 1.0. はじめに
 - 1.1. 統計制度論の対象と範囲
 - 1.2. 統計制度論における業務統計の位置づけ
 - 1.3. 統計制度と統計以外の制度との関連
 - 1.4. 統計組織をめぐる諸問題の研究
 - 1.5. 統計調査員制度をめぐる諸問題の研究
 - 1.6. 調査拒否・非協力に係る制度上の問題
 - 1.7. 統計法規制度をめぐる諸問題の研究
 - 1.8. むすび—今後の課題
2. 統計調査と統計調査論……大屋祐雪・山田 茂
 - 2.0. はしがき
 - 2.1. 調査客体の変容と統計の課題
 - (1) 経済のソフト化とサービス統計
 - (2) ストックの拡大とストック統計
 - (3) 企業活動の多角化・国際化と関連経済統計
 - (4) 世帯・家計の変容と家計関連統計
 - (5) 環境問題の深刻化と環境統計
 - 2.2. 統計調査の新たな方向
 - (1) 統計調査技術の新たな展開
 - (2) 経済活動の多様化・国際化と統計分類
 - 2.3. 調査環境問題と統計の課題
 - 2.4. むすびにかえて

3. 統計資料論……森 博美
 - 3.0. はじめに
 - 3.1. 統計調査論と統計資料論
 - 3.2. 統計体系と統計資料論
 - 3.3. 統計資料論における統計体系的視角の意義
 - 3.4. 統計データの提供と統計資料論
 - 3.5. むすび

参考文献

0. 官庁統計制度と統計調査の現状—序章

近代社会における政府は国家、国民のための組織であるから、行財政の必要からばかりでなく、企業やその他の社会構成員のためにも政治、経済、社会の現状と動向について、定期的に、あるいは臨時的に、各種の統計を作成し、社会に提供しなければならない。

国の全域にわたる（すなわち全国を対象地域とする）各種各様の統計を、体系的、かつ定期的に作成することは、財政的にも調査の運用、管理上も、国家の権力的な支えなしには、実際問題として不可能である。したがって、近代社会においては政治、経済の体制いかににかかわらず、政府が最大の統計生産者であり、また最大の統計利用者である。政府が作成する統計は官庁統計あるいは政府統計とよばれる。

0.1 政府と業務統計

同じ人口に関する統計でも、国勢調査と人口動態統計調査とでは統計の作成方法が違う。したがって、統計の内容も異なる。労働力調査と求人・求職の職業安定統計についても、またそうである。先学者たちは、統計の素材になっている情報源の違いに着目して、上例のそれぞれの前者を第一義統計（調査）、各後者を第二義統計（調査）とよんで区別している。それは前者が、統計の作成を第一義の目的として設計された調査票の運用、すなわち統計調査の結果であるのにたいして、後者は他の業務のために記録・収集された情報を、統計目的に照らして分類仕直し、統計の形式に再編したものである。

国の行財政は、具体的には、内閣を頂点とし各省庁の部局や地方出先機関を底辺とする行政組織によって担われている。それは指揮、命令系統を備えたピラミッド型の管理組織で、各級機関の所掌事項の範囲、権限および責任は、各省庁の設置法によって定められており、その行政事務は法律や政令や通達等に基づいて処理される。したがって、事件、事象が起これば、それぞれの部署で必要な処置がとられ、それに関する記録類が残されるので、あらかじめ「統計報告部内規定」を設けて、統計報告が必要な事項について、その様式、報告系統、期日、責任等を定めておけば、行政機構の内部に統計作成過程が経常的に組織されていることになり、事件や事象は一定の期日を経れば、組織系統的に統計に編成される。

また、法令などによって届出が義務づけられているために提出される届書や、許・認可のための申請書や願書の記載事実を情報源として統計が作られるケースも少なくない。

いずれにせよ、行財政の組織が非統計目的で確認、ないしは処理した事象（事件）に関する業務上の記録や計数を情報源として、上意下達の業務系統を通じて作られる統計であることから、今日では第二義統計よりは「政府業務統計」のよび名が用いられている。

そこで、そういう事情を背景に官庁統計の研究をめぐって、業務統計の統計情報としての性質、その作成の諸形態、国の統計体系における業務統計の意義と位置づけなどを視野においた

研究成果が、近年ようやく現れはじめた。本稿 1.2「統計制度論における業務統計の位置づけ」と 1.3「統計制度と統計以外の制度との関連」および 3.2「統計体系と統計資料論」なにかんづく「(2) 統計利用と統計体系」の後半部分は、政府業務統計に関するこれまでの研究成果をサーベイし、諸家の見解を紹介しつつ、これからのこの分野の課題に言及したものである。

0.2 政府と調査統計

国民は日常活動を、いちいち政府に報告して生活しているわけではない。ある種の事件(事項)について、その届出が法律や政令などで義務づけられている場合にのみ、該当事象の発生に際して必要な手続きをとっているにすぎない。

資本主義社会は、そうした個人や企業を構成要素とする社会であるから、政治、経済、社会の動向が、政府の出先機関で統計的記録となり、業務統計として把握される範囲は、きわめて限られた領域である。したがって、政府業務統計の形にならない社会経済の諸局面を統計の形で把握するためには、それらの実態を統計目的に照らして調査する以外に方法はない。こうして、調査企画→実査→集計→表示を基本的な手続過程とする統計作成の形態が登場する。今日われわれが「統計調査」とよんでいる社会的行為がそれである。

ところで、統計調査における調査主体と調査客体との関係は、いわば一過性のもの、すなわち調査のときだけの関係であって、資本主義社会では両者はそれぞれ独自の経済的・政治的・社会的行為を営みながら社会を構成している独立の存在である。そういう相互独立の社会成員が、統計の作成ということで、日常の社会経済的業務とは直接かかわりなく「調べる」・「調べられる」という主・客の関係にたたされるのであるから、調査への協力は調査客体にとっては生産的でない迷惑な申告(情報提供)行為を負わされることになる。

これが統計調査の基本的特質であって、とくに政府が調査主体である官庁統計調査では、調査客体(被調査者)の目には政府が国家権力の具体的な姿と映るので、「調べられる」という被支配者感情や、「プライバシー」や「企業の秘密」が侵されはしないかという利害意識さえ生じる。したがって、政府は、統計調査に際して「統計の真実性」をどのようにして確保するか、という特殊政治的課題に取り組まねばならない。こうして統計にかんする基本法が必要になり、統計行政が不可欠となる。

政府の統計調査が統計法を根拠法として実施されることから、統計諸法規における行政庁と国民ないし被調査者との関係が研究者の関心事となる。1.7「統計法規制度をめぐる諸問題の研究」なにかんづく(1)「統計法の成立と改正過程」、(2)「報調法の成立と法体系」および(3)「プライバシーまたは個人情報保護制度との関連」は、そうした問題状況にかんする研究成果のサーベイである。

0.3 統計組織と統計政策

政府の統計調査は統計制度を抜きに論ずることはできない。統計制度に支えられて統計調査が行われているからである。なかでも重要なのは統計組織、統計法規、および統計基準である。

統計組織は行政が必要とする統計を準備し、分析するために設置される組織であるから、わが国では行政機構にとりこまれて省庁分散型の統計組織になっている。そしてそこでは統計業務を主管する部、課が統計調査にかんして指導的な役割を果たしている。

他方、特定の行政課題にとらわれない統計目的のための業務—たとえば国勢調査や事業所統計調査などのような、ある種の大規模センサス、連続性を要する重要な速報的な統計調査(労働力調査や家計調査など)の企画、実施—はわが国では総務庁統計局の仕事である。

省庁分散型の統計組織が行政の必要に応じて統計調査を独自に企画、実施してゆけば、結果

として、調査事項の重複、統計体系のアンバランス、定義や分類の不統一をもたらすことはあきらかである。類似調査の重複は国民に不必要な申告負担をおおせることになり、統計体系のアンバランスと定義や分類の不統一は、統計の比較や総合の支障となり、統計利用を困難にし、統計と統計分析が果たす機能を半減させる。それゆえに、発達した経済社会の政府においては、整合性をもつ統計を体系的に開発、整備すること、すなわち統計の総合調整が、統計行政の重要な課題となる。わが国では総務庁統計基準部がその役割を担っており、重要事項の調整は統計審議会に付議し、その結論を受けて決定する仕組みになっている。調整機関は統計作成機関とは別の省庁（行政管理庁行政管理局）に以前は設置されていたが、1983-84年の行政改革の際に、統計調査部や統計センターと共に、統計局の構成部局となった。

官庁統計は、それが歴史に登場したときから、行財政に奉仕することを第一義の使命としていた。統計は政府ばかりでなく国民各層から利用されるようになって、政治からの理論的自立と調査の科学性とが近代統計の条件といわれるようになった。しかし、それらのことも基本的には官庁統計の有史以来の第一義の使命を前提にした上でのことである。したがって、政府の統計事業に深くかかわる調査の組織、調査の体系、調査の方法などは、政府の行政や政策に適合することが潜在的に常に求められている。

そういう問題状況とそれらのことに関する研究成果のサーベイが1.4「統計組織をめぐる諸問題の研究」である。そこでは、(1) 統計機関の集中性、分散性の問題、(2) 統計制度における計画機能と調整機能の問題、(3) 統計体系と調査体系、(4) 統計行政の中長期構想等がとり上げられている。

総務庁や各省庁の統計調査は、その地方部局や出先機関で独自に処理されるもの以外は、地方公共団体への委任事務となる。そのために都道府県には国庫負担の統計専任職員が配置されている。国の統計調査が委任事務としてこれらの職員に集中することは、たしかに機能的ではあるが、その反面、地方行政にとって必要な都道府県独自の統計活動が手薄になる原因ともなっている。

市町村の統計組織は大都市を除けば、課にも満たない組織で、業務に必要な経費は地方交付税制度による財源でまかなわれている。

調査票の運用が郵送法によらない場合は、実査は統計調査員によって遂行される。制度としての統計調査員は、わが国の場合、常勤の公務員ではなく、統計調査のつど臨時に任命される非常勤の公務員である。統計調査の成否と調査票への記入の正確性は、統計調査員の資質に左右されるところが大きいので、調査環境の悪化とともに、優れた統計調査員の選任難は、わが国統計制度が当面している主要な問題点の一つである。

1.5「統計調査員制度をめぐる諸問題の研究」と1.6「調査拒否・非協力に係る制度上の問題」では、国の重要統計である指定統計調査をそれぞれの地域で担当する統計調査員をめぐるそうした問題状況が提示されている。

ところで、地方統計と地方統計機構については、統計調査員の選任難にとどまらず、もっと大きな問題として地方自治と統計との関係、地方統計の体系的不備、統計職員の専門性と意欲の問題等、研究されねばならない課題は多い。しかし、それらの問題に関する研究成果は現在のところ一項を設けて言及するほど多くはない。地方統計研究の貧困というべきであろう。地方レベルでの理論家と実務家との統計および統計調査に係わる不断の交流がのぞまれる。

0.4 統計調査論と統計資料論

統計調査の対象になる社会事象は、ある統計目的のもと調査の諸規定をふまえて、その全構成単位について実査、集計し、集団的表章を行うとき、はじめて完全な形で統計となる。そ

れゆえに統計調査の本来の形態は全数調査であり、統計調査論も統計論もこの形態を基底に展開される。したがって、その表章結果である統計も、標本調査の結果たる標本統計と区別して、全数統計とよばれる。

全数調査の代表例はセンサスである。センサスとは、政府の統計調査で、根拠法を有し(調査権限、申告の義務、申告内容の秘守、違反罰則など)、調査範囲が支配領域の全域におよび、周期的継続的、かつ第一義的、静態的な、多標識の全数調査である。なお一種の形容矛盾であるが、上記の調査規定のうち、全数調査のかわりに超大規模な標本調査を実施して、それにセンサス機能のある部分を代行させ、サンプル・センサスという場合がある。

全数調査には標本誤差がないので、結果の表章を統計目的に適合するように細分することができる。地域表章については市・町・村、場合によっては町丁ないしは校区にまで表章をせよめることができる。さらに、2標識によるクロス表章にも制約はない。その意味では構造統計表は全数調査の基本的な表章形式である。センサス結果は構造統計表として前述の特徴をもつが、調査が周期的(たとえば、5年、3年)なうえに、大規模でもあるから、結果の公表までに時間がかかる(たとえば、1年とか2年とか)。そこで、センサス間をうめるかたちの速報統計が、標本調査によって作成されている。センサスでえられた各種の資料は、調査時点における全統計単位の存在確認の結果であるから、その後の調査の基礎資料、なかんずく標本設計の際の母集団枠に用いられる。

センサスや標本調査は同じ年度に多種多様に実施されるので、その経験的な積み重ねを通して、それぞれの調査に共通な一般的手続ないしは技法が定式化し、その理論化が容易になる。また同一の統計調査が一定の周期で繰り返されることは、用いられる調査方法を精練する。そういうことから、統計調査論に関しては、今世紀の中頃までに主要な論点は出尽くし、その後は統計調査論史あるいは統計学説史の課題領域に属する研究の色彩が濃い。したがって、ここではその種の研究成果はサーベイの対象にされていない。

しかし、統計調査をとりまく社会的条件は、この半世紀の間に驚くべきほどの変容を遂げている。そのことは統計調査員と被調査者の社会生活や意識や行動にも影響を及ぼし、統計調査環境の悪化といわれる状況を惹起している。さきに言及した1.7「統計法規制度をめぐる諸問題の研究」の(3)「プライバシーまたは個人情報保護制度との関連」は、そうした統計調査環境をめぐる論点を法と制度の面から考究した成果のサーベイであり、2.3「調査環境問題と統計の課題」は、全国あるいは特定地域の住民を対象に行われた統計と統計調査に関する意識調査とその結果分析のサーベイからなっている。

ところで、国家、社会にとっての統計調査の意義は、生々、発展、変化する社会のある局面、ある分野の関心事項を、一般的には統計調査によって把握し、統計情報として表章することにあるので、社会に新たな事象や状況が生じ、それに対する政治的ないしは経済的対応が関係者の関心事となれば、それらの事象や状況についての統計の整備が、陰に陽に各方面から要請される。

2.1「調査客体の変容と統計の課題」は近年におけるそういう問題状況について論議され、考究された成果を、次の五つの項目にしたがってサーベイしたものである。

- (1) ストックの拡大とストック統計
- (2) 企業活動の多角化・国際化と関連経済統計
- (3) 経済のソフト化とサービス統計
- (4) 世帯・家計の変容と家計関連統計
- (5) 環境問題の深刻化と環境統計

標本調査が社会経済統計の作成に広く用いられる事態に応じて、その理論と技術の定式化も

急速に進んだ。しかし、センサスと違って、標本調査では、母集団枠の変動、調査不能や無回答の処理、標本の代替、標本の偏り等の問題が、社会経済現象の新しい事態ごとに生じ、よりよい標本設計のための理論と技術の開発が不断に求められる。

また、調査環境のきびしさ、被調査者の申告負担の軽減等の社会的な問題を背景に、ある統計調査の個票データやマイクロ・データを他の目的のためにリンケージして新しい統計情報の造出が、電算機の多角的利用によって可能なのではないかとの問題意識のもとに、その手法やシステムをめぐる研究が、ここ数年、識者のグループで積極的に進められた。2.2(1)「統計調査技術の新たな展開」ではそうした研究の動向が瞥見されている。

多様化した経済活動を調査対象にとり込んだ統計調査は、新しい調査、分類項目を必要とする。項目が新規に加えられる場合も項目が細分化される場合も、項目はその語に包摂される理論的、技術的概念と不可分であるから、標準分類体系の改定ということになる。2.2(2)「経済活動の多様化・国際化と統計分類」はそれに関する最近の状況と分類に関する研究成果の紹介にあてられている。

統計作成の結果は統計ないし統計表の名称で社会に認められ、統計情報として利用される。そのような統計が社会構成員の各様の活動にとって必要ということになれば、統計の社会情報としての性質、統計形態、作成事情等が総括的に、あるいは各種統計別に研究されねばならない。それは統計学における統計資料論の課題である。統計資料論の構築には、一国の各種各様の統計情報を、どう押さえるか、ということが問題になる。

3.1「統計調査論と統計資料論」はこれまで統計学なかんづく社会統計学で本格的な統計資料論が成熟しなかった事情にふれ、最近ようやく緒についた個別統計の研究成果に言及する。そして、3.2「統計体系と統計資料論」では、わが国の官庁統計の作成事情を取り扱ったこれまでの研究を統計資料論の視角からサーベイし、統計調査と統計資料の考察に「統計体系」の思考が必要であることを示唆している。

コンピューターの出現とその処理能力の飛躍的な拡大は、統計データベースの旧来の考え方を根底から揺さぶり、データリンケージ、データマッチングの構想とそのシステム化、その技法、技術の開発に研究者の関心を導いた。2.2(1)「統計調査技術の新たな展開」ではそれについての研究動向が紹介されている。また、3.4(1)「わが国のデータベースの現状」には統計資料論の視角からの言及がある。

ところで、数量経済史と統計資料論の一つの接点として、歴史統計の問題がある。3.4(2)「歴史統計資料の整備」では、それについての研究成果が掲げられている。

0.5 追 記

このサーベイリポートに関しては断っておかねばならないことが二点ある。その一つは、わが国の官庁統計制度が、前述のように省庁分散型であることから、統計組織上あるいは統計の作成に関して、なかんづく調査の理論的、技術的領域に、それ特有の問題があり、またそれについての研究にも高く評価される成果が数多くある。

さらに、そうした問題について理論家と実務家との研究交流の成果も少なくない。たとえば全国統計協会連合会が省庁の協賛をえて毎年主催し、議論をまとめている『理論家と実務家による官庁統計シンポジウム報告書』や法政大学日本統計研究所の『研究所報』に収録される「部門統計の見方・使い方シリーズ」等では、人口関連統計、農林関連統計、金融統計、消費関連統計等々をめぐる、注目に値する見解が述べられている。また、個人の手になる部門統計の優れた研究書の公刊もある。しかし、今回のサーベイではその種の業績までは手を抜いていない。残されたサーベイ領域の一つである。

ここではまた、統計と統計学に関する歴史的研究にも立ち入っていない。それはサーベイの主題が「官庁統計制度と統計調査の現状」だからである。

最後に所感を記しておきたい。政府の統計関係の諸部局では、統計調査や統計利用、あるいは統計行政に関して研究会が組織され、年度毎にその成果がまとめられていると側聞する。今回のサーベイでも査読者のコメントで、ある報告書の存在を知り、複写して補筆に利用させてもらった。部内の研究会であるため、報告書の存在も知りがたく、また、情報公開制度がない諸官庁のその種の研究報告書へは、一般の統計学研究者はアクセスの方途も見いだしがたい。幸い今回のわれわれのサーベイに際しては個人的に数人の方から研究報告書の提示をいただいた。貴重な研究成果であるだけに斯学の発展のため、報告書の題名と目次の大項目くらいは、部内配布の際にどこかの学会誌に定期的に掲載してもらえるようになればと思う。

1. 統計制度論

1.0 はじめに

一国が必要とする統計は、社会経済のあらゆる分野に及んでいるから、ほとんどすべての国において、社会経済統計の作成と提供は、一部民間の事業として行われているものを除き、その基幹となる部分の事業は政府の事業として行われている。この見地からその事業を「政府統計事業」とよび、政府統計事業をその事業主体、そこに投入される資源および産出物の観点から、ひとつのまとまりをもった領域内の事業と想定する。このようなあるまとまりをもった事業が、国民の合意をえつつ円滑に遂行され、またその事業に投入される経費、人員等の資源が有効かつ適正に利用され、さらにその事業の産出物が、客観性と真実性をそなえた産出物として国民に還元されることを保証するためには、特別の制度上の枠組みが必要となる。一国がその国の社会経済統計の作成と提供のために設定するそのような制度は、一般に「統計制度」とよばれている。

社会経済統計の利用が活発になるに伴って、統計の利用技術、利用方法に関する研究もまた活発に展開されている。ところで上述のように政府が作成提供する社会経済統計の利用に際しては、その基盤となっている統計制度についての理解がまた不可欠であることは論を待つまでもない。統計制度上の制約についての認識を伴わない統計の利用は、いたずらに誤用や混乱を招くだけである。この点に関し大屋祐雪 [129 (16 頁)] は、「統計の作成過程は一見、方法的な手続過程のように見えるため、一般的にはそのように把握されているが、客観の視座からは、この方法的な手続過程が統計制度に担われ、その規制のもとに初めて成立している課程であることがわかる。」と記し、工藤弘安 [50 (31 頁)] は、「行政上の概念としての統計の概念は、共通制度としての統計制度と、個々の統計の作成方法に言及を必要とする概念として認識されている。……統計は、個々の統計ごとに、統計制度と作成方法を与えることによって産み出される産出物として概念づけられている。」と述べている。本稿はこの見地に立って、統計制度にかかわる諸家の諸研究のサーベイを行い、今後の展望を試みるものである。

1.1 統計制度論の対象と範囲

論の前提として本稿で取り上げる統計制度にかかわる諸概念をレビューしておきたい。統計制度の概念規定について、伊藤陽一 [36] は、統計制度は「統計機関（調査実施及び調整の）、統計法規、統計資料体系をふくむ」ものとし、奥野定通・北川豊 [112] は、「統計の生産にかんする官庁の機構・法体系・統計体系を統計制度という。」と述べ、工藤 [62] は、「統計制度は統計作成のために設置される機構、法制、基準を包括した行政上の制度としての概念である」

としている。

政府統計事業は、事業についてのその時々¹の社会の認識や行政側からの要請、あるいはそこに投入される資源の過不足、産出物に対する需要の変化等によって、その内容は質量ともに変化していくから、既定の統計制度がそれに対応しきれなくなった場合には、統計制度それ自体の改編が行われる。したがって統計制度の概念自体、政府統計事業の史的展開に伴って変化していく。相原茂・鮫島龍行〔1 (275頁)〕は、第2次大戦後のわが国の統計制度の近代化に關説して「明治全期を通じて、行政と情報収集との非分離ということが統計制度の支配的形態であったのであり」「概括的にいうならば、統計の真实性・客観性を守るためには、どのような制度・組織が合理的であるかという観点からする問題提起は、終戦時までのわが国官庁統計の歩みの中では一度もなかったといってよいだろう。」と記しているが、近代統計制度の構築の目標を、統計の真实性・客観性の確保に求めるならば、統計制度はそれを可能ならしめる基幹的な要素がそこに含まれるべきであろう。

この見地からここでは、社会経済統計の作成と提供のために遂行される政府統計事業が、利用可能な資源の制約の下で、国民の合意と協力をえて円滑に遂行され、事業の産出物としての統計が真实性・客観性を伴った情報として国民に還元されることを保証する行政上の制度として、「統計制度」の概念を規定しておくこととする。ところで政府統計事業のために設定されるこの統計制度はまた、その事業が政府の事業の一環であることから、一般的な行政制度としての側面をもつ。したがって行政制度としての統計制度のもとで行われる政府統計事業は、また行政の一分野であるという認識が成り立つ。このことから統計制度のもとで行われる事業を、「統計行政」という概念のもとに論ずる立場が生ずる。統計制度と統計行政との概念区分については、奥野・北川〔112〕は、「行政運営の立場を主とし、かつ運営のための諸要素をも包含するばあいにはそれを統計行政とするのが適当であり、基幹的要素である機構・法体系・統計体系にとどまるばあいには統計制度というのが適当という相違がある」としている。

これらの諸家の見解から、とりあえず統計制度論の狭義の対象は、政府統計事業の事業主体としての統計機構または統計組織、事業の根拠となる統計法規および事業の標準ないし規範となる統計基準を内包するものとし、さらに事業の政策上の目標として統計体系を位置付けることによって、統計体系の構築を目的とした中央計画機能および統計の総合調整機能を、近代統計制度の基幹的な機能として、論の一部に含めることとする。

なお統計制度論の研究の展開にあたっては、その時々²の社会経済を背景とした統計制度の変遷に関する史的考察が不可欠であるが、戦前の統計制度史の研究に関するサーベイは、本稿では省略した。

1.2 統計制度論における業務統計の位置づけ

政府が作成する統計を、その源泉である個別情報の収集目的あるいは収集経路に着目して、第一義統計と第二義統計とに区分することがある。この区分はまた調査統計と業務統計という概念区分とほぼ同義に用いられている。統計の作成分野によって、調査統計、業務統計のそれぞれに適合した分野があり、したがって本来の統計制度は、調査統計も業務統計もひとしくその傘下に置いているはずである。

しかしわが国のように、社会経済の全般にわたって統計調査が経常的に実施されている国では、堅固な統計調査機構が確立され、統計調査に関する限定的な法制が用意されることによって、統計調査はもっぱら調査統計の作成の基盤として整備され、その結果業務統計は統計制度の傘下から疎外されやすい状況が生ずる。したがって研究者の関心もまたもっぱら調査統計に向けられ、統計制度論は、調査統計の基盤としての統計制度にかかわる諸課題として論じられ

る。この立場では、統計制度論の対象範囲はしばしば統計調査論のそれと重複する。この点について工藤 [62], [63] は、一国が必要とする統計を統計調査によらずに、すなわち業務統計として作成することの可能性を模索し、もしそれが可能であるとするならば、そのための統計制度は如何なる形態になるかを論じた。その結果それが可能であることをデンマークの統計制度を事例として立証し、統計調査によらない情報提供の基盤となる統計制度を、レジスター・ベースの統計制度として論じている。この視点での統計制度論の対象範囲は、統計調査論のそれとは重複がなくむしろ対立している。今後の統計制度論は、伝統的な調査統計主体の統計制度に限定されることなく、レジスター・ベースの統計制度をも対象範囲に含めた、より広汎な視野から展開されることが望まれる。

なおわが国の業務統計については、夙に上杉正一郎 [156] の研究があり、また戦後から近年に到る各分野の業務統計については、森博美 [89] の一連の研究がある。

1.3 統計制度と統計以外の制度との関連

統計制度は政府統計事業の遂行のために構築される制度であるが、既述のようにそれはまた一般的な行政制度としての側面をあわせもっている。したがって統計制度と統計外部制度である行政制度との間には、相互干渉がある。わが国の統計制度がいわば一方的に干渉を受けている事例として、工藤 [51] は、人事制度、財政制度、予算会計制度をあげ、それが政府統計事業の遂行にとってしばしば障碍となっている事実を述べている。

統計外部制度との関連で世界各国で共通の問題となった点は、プライバシー保護制度あるいは個人情報保護制度との関連である。調査統計にしろ業務統計にしろ政府が作成する統計のもとなる情報の大部分は、国民から提供される。国民の各々は自己情報を管理する権利をもっており、プライバシー保護あるいは個人情報保護制度は、この権利の保護を目的として1970年代以降、西側先進諸国を中心に急速に制定された(堀部政男 [25])。しかしこれらの保護制度は、既設の統計制度と競合する種々の問題を内蔵しているため、西側先進諸国の統計制度は、1970年代以降、プライバシー保護制度あるいは個人情報保護制度の制定を契機として改編されてきた(全国統計協会連合会 [178])。工藤 [62] はこの改編のタイプを次の3種に要約して提示した。

- a) 統計記録を個人情報保護制度の傘下に組み入れる (Sweden).
- b) 統計記録を個人情報保護制度の適用外とすることによって両制度の境界とする (U. S. A.).
- c) 行政記録を統計記録として活用する統計制度を構築することによって両制度を一体的に運用する (Denmark).

わが国の個人情報保護に関する法制度は、1988年に「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」(以下「個情法」と略す)が制定されたことによりようやく実現されたが、これは上記のb)の類型に相当している。すなわち個情法第3条は、統計法に基づく指定統計調査、又は届出統計調査によって集められた個人情報及び統計報告調整法に基づく統計報告によって得られた個人情報については、個情法の規定を適用しないこととしている。これによって法体系上は、個人情報保護制度と統計制度の間には明確な境界が引かれている。

個情法はまたその第9条で、法律に特段の規定のある場合を除き、個人情報をファイル保有目的以外の目的のために利用し、あるいは提供することを禁止しているが、この禁止規定は、専ら統計作成の目的のために個人情報を提供する場合には適用されないこととしている。この規定は、特段の法律の規定によらないで作成されるジャンルの統計に制度上の途を開くもので

あるという見解もある(工藤 [61])。しかもつばら調査統計を主体としたわが国の統計制度から疎外され、統計制度上明確な位置づけのないままに取り扱われてきた業務統計が、個情法のこの規定によって制度上の根拠を持つに至ったか否かについてはなお議論の余地がある。すなわち業務統計の制度上の扱いについてはなお不分明な点があり、業務統計の実態に即したこの点の究明は今後の課題である。

1.4 統計組織をめぐる諸問題の研究

統計制度論の対象としての政府統計事業の事業主体は、統計組織とよばれる。統計組織と統計機関とはしばしば類似概念として混用されるが、ここでは統計機関とは、政府統計事業に従事する中央・地方の政府機関(中央銀行等の準政府機関を含む)の個々の単位を指すものとし、これらの単位の総体を単位相互間の関係を含めて叙述する時、それを統計組織とよぶこととする。この意味ではそれはまたしばしば統計機構という用語と同義に用いられる。統計組織に関連する諸研究の主要な論点は、下記の4点に要約される。

(1) 統計機関の組織上の構造としての分散と集中

統計組織については分散制か集中制かという既に古典的とも言うてよい命題がある。これは統計機関を総体として組織する場合の組織上の構造に関して、論議の便宜上付与された名称区分であり、各国の統計組織の実態は必ずしもこの区分に明確に対応しているわけではない。すなわちその構造は、基本的には、統計作成に関する中央・地方のそれぞれの機関の機能分担を縦軸とし、行政課題に応じたそれぞれの統計分野を横軸としたマトリックスの構造をベースとし、当該国の一般的な行政制度を前提として、統計事業に投入される資源の有効利用、事業の効率的な遂行、事業全体としての体系化等の観点を考慮しつつ選択される構造である。分散制・集中制は、このマトリックスの中での両極端の組織上の構造として例示されるものである。

この点について工藤 [51] は、「統計組織については、国際的にも国内的にも、集中制、分散制の長所と短所についての議論が歴史的に行われてきた。しかしこの議論は、今や確立された統計制度をもつ先進諸国にとっては、ともすると現実を遊離した抽象論に終わりがちである。」とし、「政府統計事業に対する要求の増大と、統計機関のもつ資源が有限である事情は、集中制、分散制を問わず各国共通であり、この事情からくる矛盾は集中制、分散制の選択によって解消するものではない。」と記している。さらに工藤 [52] は、わが国に特徴的な課題として、「統計事業が複数の組織によって分担され、しかも中央の組織と地方の組織とが、別個の系統で組立てられている場合には、事業と組織あるいは事業と人員との間にバランスを欠く事態が生じ、政府統計事業の一体的な遂行は困難となる。」と分析している。この課題はわが国の統計制度における中央計画機能の問題として以下に論ずる。

(2) 計画機能と調整機能

政府統計事業がひとつのまとまりのある事業領域として、領域の外部からの干渉を緩和しつつ円滑に営まれていくためには、中枢となる計画機能が十分に機能するような制度上の枠組みが整えられていることが必要である。このことは組織上の構造が分散であるか集中であるかを問わず必要な条件である。第2次大戦直後のわが国の統計制度の再建に際して、この点はひとつの重要課題であった。1946年に内閣に設置された「統計制度改善にかんする委員会」の答申[181(257頁)]では、「内閣に統計委員会を設け、重要統計に関する企画を審査し、調査主体を指定せしめる。重要統計に関し、所管官庁にその企画をなさしめ、あるいは委員会自ら企画をする。…」となっていた。すなわち統計委員会をわが国の統計の中央計画に関する責任官庁とする構想であった(工藤 [58])。しかしこの構想は、その後統計法案の審議の過程で、統計委員会のもつべき企画機能は削除され、代って「統計調査の総合調整」という新たな機能が統計

委員会の権限として付加されたのである。この間の経過については、夙に大屋 [116], [120], [121] の子細にわたる分析があり、その骨子は奥野・北川 [112] に要約されている。工藤 [59] は、この段階での条文の上での企画機能の消滅は、「その後のわが国の統計の発達にバランスを欠いた跛行的な進み方をしたこと、そのため特に地方統計機構をめぐって統計行政の混迷を生じさせる結果となったことを顧みるとき、わが国統計制度史のひとつのポイントとして指摘しておかざるをえない」と分析した。

中央計画機能に代って登場した総合調整機能は、第2次大戦後に行政一般に導入された新たな機能である(工藤 [57])。本来計画機能と調整機能は一体のものであり、この二つの機能は共に同一の中央機関の権限に属するものであることは、戦後の統計制度の再建に当たって派遣されたライス統計使節団の報告書も指摘している [182 (100頁)]。しかしその後行政内部における総合調整機能の展開に伴って、この機能の強化のためには計画による調整が不可欠であるという認識が定着するようになった。これを政府統計事業について敷衍すれば、政府統計事業の一体化を指向する統計体系の整備ないし統計および統計調査の体系化が、すなわち計画による調整の実体であり、総合調整機能の果たすべき役割のもっとも重要な部分がそこに置かれるべきであるということである。

(3) 統計体系および統計調査体系

ここにおいて計画機能、調整機能およびその展開としての総合調整機能は、統計体系あるいは統計調査体系というこれも戦後新たに登場した理念と密接にかかわってくる。統計体系の整備は1947年に統計法が制定された際、条文の第一条に明示されたもので、この規定と統計委員会の所掌業務のひとつとしての統計調査の総合調整の規定によって、政府統計事業をそれぞれの統計機関が分担処理しつつ、しかも調整機関の総合調整のもとで統計体系の構築に向けて一体的に遂行するというのが、戦後の統計開発の基本理念となった(工藤 [60])。

このような歴史的経過から、統計体系については主として政府統計事業の政策目標として論じられ、その立場ではSNA等の総合推計のための統計の整備、統計相互間の比較可能性の確保のための各種統計基準の統一、各種統計調査の調査単位、調査周期、調査範囲および調査事項の調整等が、その政策目標に到達するための具体的方策として検討されてきた(鮫島 [133])。これにたいして森 [88 (298頁)] は、統計体系論を統計制度論と統計調査論の両側面から考察し、業務統計をも包含したわが国政府統計体系の全体構造を、結果の精度を保証する調査論理と、統計調整機関による調整権限の行使形態という二つの観点から分析した。永山 [94] は、1975年代以降の統計を特徴づけるもののひとつとして統計利用の普遍化を指摘し、今後の統計体系には統計データは国民共有の財産であるという基本的認識がとくに必要になってくると述べ、官庁統計と民間統計とを含めた広い範囲の総合的な統計体系の必要性を論じた。

(4) 政策目標としての『中長期構想』

統計体系の理念が、政府統計事業の政策目標として重要な意味を持つことは、終戦直後に比して著しく統計の整備が進展した現在においてもなおその事情は変わっていない。1984年統計審議会は「今後の統計行政の進め方について」建議を行ったが、そこでは「現在の統計体系は、昭和30年にほぼ確立されたが、その後の社会経済情勢の変化に十分には即応していない面もみられ、社会経済の推移・現状・動向を把握するために必要な統計が不足していることが指摘されている。」とした上で、「統計体系及び統計調査について、その包括性・整合性・信頼性と有用性・経済性との見地から、定期的に検討し、改善を図ること」と提言を行っている。この建議を受けた諮問に対する答申は、1985年に公にされたが、その『統計行政の中長期構想—統計審議会答申—』 [200] は、新しい社会・経済の動向に即応した統計体系上整備が急がれている分野として、ストック統計、サービス業統計および環境統計をあげている。これらの統計分野

は、行政課題別に分散されたわが国の統計組織のもとでは、その所管が複数の機関にまたがるか、もしくは所管が明確に分化していないために、体系的な整備が著しく後れた分野である。それは前記のようにわが国の統計開発がバランスを欠いた跛行的な進み方をしたことによる帰結のひとつであったと言える。

答申ではまた、ストック統計およびサービス業統計については行政記録の積極的な活用による統計の作成を提案しているが、この点については前記 1.3 で指摘したように行政記録の統計化に関する制度上の問題の解明が先決であろう。このほか統計制度に関しての提言も行われているが、その中で本節に関連のある問題として、特定行政目的のための統計調査が、各省庁統計部局以外の原局原課で数多く実施されていることに伴って生ずる、被調査者の過重負担の問題を指摘している。これについて答申は、統計主管部局が統計の専門的・技術的観点から、統計調査の企画設計面での省庁内での指導・調整を行うことを提案している（第 3 章）。

答申はまた、既存の主要統計調査の実施時期についての提言を行っている。すなわち「この「実施時期一覧」は、統計調査体系の面から最善の努力を払うべき目標として樹立した構想であり、関係省庁の協力をえながらこれを実行していくことが必要である。」と記している。これは分散構造の下でバランスを欠くに至った政府統計事業について、被調査者の負担の軽減および地方統計機構の事務の平準化の観点から、実施時期の体系化を主張したものであり、統計体系もしくは統計技術的な視点からの統計調査体系に関する論議とは別に、統計政策の目標としての統計調査体系の樹立の必要を述べたものである。この見地では統計体系と統計調査体系とはその統計政策上の含意が必ずしも同一ではない。すなわち政策目標としての統計体系は、「本来中央計画の下で分散処理さるべき分散制統計事業を、中央計画の策定を待たずに生成発展させた原動力となった」（工藤 [60]）のであり、これにたいして統計体系の整備がすでに進展した現時点における統計調査体系の課題は、分散制統計事業の拡大によって生じた資源利用の不効率の克服、統計調査に伴う国民の負担の軽減、事業実施に伴う各統計機関の負担のアンバランスの平準化にあると考えられるからである。今後の統計制度論は、史的考察をも含めてこの見地がまたその視野に入るべきであろう。

1.5 統計調査員制度をめぐる諸問題の研究

わが国の統計調査は、センサスをはじめとして、統計調査員による調査方法を採用している調査が諸外国と比較して極めて多い。政府統計事業に投入される経費の面からみても、毎年統計調査員に支払われる手当はその大部分を占める。しかし統計調査員の多くは調査の都度臨時に雇用される非常勤の公務員であるため、それが統計組織を構成する単位としての統計機関の一部であるという認識は乏しく、そのため現在の統計制度の中に統計調査員に関する制度が明示的に組み込まれているとは言い難い。統計法第 12 条に統計調査員の設置規定はあるものの、その身分、給与、実費弁償、災害補償等については他の法制との関連において措置されているにすぎない。その遠因は、戦後の統計制度再建の過程の中で、調査員問題は最も対応がたち後れた課題であったからである。統計調査員法などの特別法を制定すべきであるという主張が行われたこともあるが（泉 [37]）、実現に至っていない。統計調査員がわが国の統計事業に果たしている役割について、工藤 [51] は、「統計調査員の全国各地域における日常活動がなければ、統計事業における政府と国民との関係は、現在よりもはるかに悪化の方向をたどっていたことは間違いのないであろうという点と、したがってまた、将来の統計整備を検討課題とする場合に、統計調査員の問題を過小評価してはならないという点は指摘してよいであろう。」と記している。

1970 年代にはいつて統計調査におけるプライバシーの問題が発生し、これを事由とする被調

査者の調査拒否、非協力が統計調査員問題を一層深刻化した。この問題は直接的には1970年の国勢調査の実施を契機としたものであったが、他方時機を同じくしてコンピューターの普及による個人情報蓄積、流通、漏洩の問題が社会的に取り上げられ、これが統計調査に波及してその解決をますます困難なものとしたのである。当時は今日の個人情報保護制度が未だ制定されておらず、統計機関としての統計調査員は、自らの制度が確立されないままに、実査の場面においてプライバシーという新たな課題に直面することとなった。

統計調査員をめぐるこれらの問題は、統計行政の担当者のみならず識者の関心を集め、統計環境あるいは調査環境という問題意識の下にあまねく議論が行われた。それはまた統計研究者の研究対象として取り上げられ、統計環境論あるいは調査環境論として展開された。(泉[37], 大屋[122], [123], [124], [125], [130], 浜砂[12], [18], 山田茂[163], 全国統計協会連合会[173]).

1.6 調査拒否・非協力に係る制度上の問題

戦後におけるわが国の政府統計事業の発展を示すひとつの指標として、統計法に基づく指定統計の指定件数をみると、統計法が施行された1947年から、統計調査におけるプライバシー問題が表面化した1970年までの23年間に、110件の指定統計が誕生したのに対して、その後1992年までの22年間に指定された件数は僅か8件に過ぎない。このことは終戦直後の統計再建期から高度経済成長期の間、主要な統計調査のほとんどが整備されたことを示している反面、統計調査の新規の開発がその実施上の困難性のために既に限界に達したことを意味している。

すなわち高度成長の終焉に伴う人的・物的資源の枯渇、質量ともに膨張した統計調査の調査内容に対する被調査者の過重な報告負担とそれに伴う調査拒否、非協力の増大、さらに前記のプライバシー問題を中心とした統計調査の基本に係る問題提起等が制約要件となって、統計調査の新規の開発はもとより既存の統計調査の実施も著しく困難となる時代となったのである。

『中長期構想』が統計調査の実施時期について提言し(第1章)、また統計調査の基盤整備に係るいくつかの制度上の課題について指摘している(第5章)のは、このような時代の変遷を背景としたものである。1988年経済団体連合会は『統計行政の諸問題と今後の課題』と題する報告書を公表した[39]。この報告書は企業の記入者の立場から、統計行政の現状を分析し、政府統計事業に対する改善策を提言したものである。報告書における制度上の問題は後述するが、統計調査の整理という観点からここで注目されるのは、各企業の有価証券報告書の内容をデータベース化し、各省庁が共同利用することによって統計調査の調査事項が削減できるという提案である(7頁)。しかしそのためには共同利用のデータベースの統計制度上の吟味が必要となるであろう。

統計調査に対する調査拒否、非協力の問題は、実査を担当する統計調査員はもとより統計調査員を指導し、しばしば彼らに代って被調査者の説得に当たらなければならない都道府県、市区町村の統計職員の側からも夙に指摘されている。調査拒否、非協力の原因については、統計調査の数・種類の増大、調査内容の複雑多様化、類似・重複調査の頻発、プライバシー保護意識の浸透などのほか、泉[37]は核家族化・共稼ぎによる不在所帯の増加、人手不足による調査記入能力の低下、OA等の発達による事務の合理化、事業のチェーン化に伴う調査応諾体制の変化などをあげ、古寺[47]は多忙・記入が面倒、見返りが無い、徴税等に利用されるなどの理由のほか、かなり共通している理由として行政に対する感情的な反発をあげている。これらの問題はあまりにも複雑、多様であり、制度上解決困難な問題である。しかしこれらの調査拒否・非協力の問題は、統計調査員の選任難に影響するものとして、地方統計職員の立場から、調査環境のテーマのもとにその実際的な解決策が活発に論じられてきた(泉[37], 工藤[55])。

1.7 統計法規制度をめぐる諸問題の研究

1.2で既述のように、政府が作成する統計を調査統計と業務統計とに区分することがあるが、業務統計について森[88(298-299頁)]は、その作成形態に応じて第一形態と第二形態とを区別した。すなわち第一形態の業務統計とは「具体的に制度化された個別業務法規による実質的強制」によって原情報が提供され、「原情報の提供拒否は、許認可権益の放棄や行政処分を覚悟の上での違反行為としてしか成立しない」という拘束性の論理の下で作成される統計であり、第二形態のそれは、「行政の末端機構の原局部門の業務遂行記録が組織内部の系統を通じて積み上げられ、編成される」統計であるとした。これに対して調査統計は統計調査をとおして国民から収集される情報にもとづいており、しかもそれらの情報はもっぱら統計の作成のために用いられるものであって、第一形態の業務統計のように国民の利益不利益に直接関連する行政上の決定に用いられるものではない。

統計法規が必要とされる当初の理由は、統計作成という特殊の性格をもつ情報収集活動について、行政庁と国民との間の権利義務関係を明らかにし、統計調査の成立に根拠を与えるとともに、作成される統計の真実性を極力確保することにある。このため統計調査における国民の申告義務、行政庁の側での収集した情報の守秘義務および目的外使用の禁止ならびに結果の公表の義務等を規定した法律が制定される。統計の開発が進んだ段階では、統計法規は単に個別の統計調査に法的根拠を与えるにとどまらず、統計の体系的な整備、比較可能性の改善、統計調査の体系化と重複の排除等を目的とした統計の総合調整に関する規定が付与される。ここではわが国の統計法規制度に関する諸研究をレビューする。

(1) 統計法の成立と改正過程

わが国の戦前における統計法規制度は、「資源調査法」、「国勢調査ニ関スル件」および「統計資料実地調査ニ関スル件」のいわゆる統計三法を柱としていたが、これらはいずれも個別法に相当する内容をもった法律であった。戦後は基本法である「統計法(1947年)」に統合され、後に統計調査に伴う国民の負担の軽減と行政事務の能率化を主たる内容とする「統計報告調整法(1952年)」(以下「報調法」と略す)が制定された。森[88(75頁)]は戦前の統計三法と戦後の統計法との条文比較によって、統計法には「統計調整に関わる種々の権限・義務規定、統計調整も含めた統計行政全体の遂行の担い手となる統計機構、要員等に関する諸規定が新たに盛り込まれている」と述べている。

統計法の立法趣旨、制定当初の条文解説については、起草者であった山中四郎[168]、山中・河合三良の文献[169]があり、資料としては行政管理庁[180]、[181]、[182]、[183]がある。大屋[116]、[120]、[121]はこの資料にもとづき、制定に至るまでの統計委員会における審議経過を子細に分析した。そこでの論議の一端は上記1.4で述べたとおりである。制定後の統計法および報調法の改正過程について、工藤[51]は両法が制定当時の過渡期を除いては、特別の基本的変更を加えられることなしに、致命的な矛盾を産み出すことなく機能してきたのは「両法がいずれも統計調査の手続的側面に焦点をあてたものであって、統計政策あるいは統計利用を含めた統計事業全般に及ぶものではなかったことによる」と分析している。森[88(99頁)]は統計法の改正経過を克明に分析し、特に行政改革との関連にふれて「行政改革のたびに統計機構が中心的な整理・再編の対象として扱われてきたことは、統計行政の根拠法規としての統計法改正の中に、統計行政機構がこの間たどってきた足跡を一層増幅したかたちで反映している。」と述べているが、統計機構あるいは統計組織の改編と統計法規の改正が、行政改革の都度案件に上っている実態は、統計の本質にかかわる問題として、統計研究者としても看過できない問題である(三瀧[79]、工藤[53])。

(2) 報調法の成立と法体系

統計法に比して報調法に関する研究は極めて乏しい。その主たる理由はその成立に至る背景、法律の条文解説、法律の運用実績等に関する官庁資料が極めて少なく、また一般には入手しにくいという事情があったものと考えられる。船木[9]は報調法とアメリカの1942年「連邦報告法」の条文比較を行った。最近では坂本[132]の逐条解説があり、また森[88(162, 212頁)]は報調法の成立当時の事情を克明に調査し、その雛型がアメリカの連邦報告法にあったことから、連邦報告法が統計調整の基本法規として成立した歴史的背景に論及した。さらにその法体系を分析した結果、報調法は法の適用範囲においても、また調整の内容そのものの面でも連邦報告法とは大きく異なっていることを解明した。すなわち両者の最も重要な相違点は、連邦報告法がその目的およびその実現手段としての統計調整を、統計利用面までも包括する形で体系化している点であり、統計作成に要する負担の最小化と作成された統計の最大限の利用を図るために、調整機関は当該報告徴収機関以外の行政機関での利用が可能となるように調整権限を行使できることとなっている。これによって同一の報告が複数の機関によって重複して徴収されるのが排除されるとともに、結果の最大限の利用の道が開かれているとしている。この点はわが国の報調法が、統計の企画段階における調整権限のみに着目しているのと対照的である。

先にも述べたように、政府統計事業は本来統計の作成から提供に至るまでの全体をひとつの事業領域としてとらえるものであり、統計利用を積極的に意図した情報提供の観点が入ることによって自己完結するものであるから、統計制度の中にその観点が内包されているか否かは制度の基本にかかわる問題である。しかしわが国の統計制度は、統計組織の面でも統計法規の面でも、この観点が明示的に含まれているとは言い難い。このことが、統計調査によって収集された情報の統計機関間の相互利用や情報の当該統計目的以外の利用、リストデータの提供、データ・リンケージ、統計記録と行政記録とのマージによる統計の作成や統計需要に即応した臨機の統計の作成等、情報化時代の進展に即した統計利用の障害となっている点は、研究者によってしばしば指摘されている点である。

(3) プライバシーまたは個人情報保護制度との関連

上述の統計審議会『中長期構想』[200]では、統計調査における秘密の保護に関して、統計調査における秘密の保護と統計利用の促進という二つの要請の調和を図ることが必要であると述べている。そしてこのため秘密保護については、統計法に基づく届出統計調査および報調法による承認統計調査についても、指定統計調査と同様の法律上の規定を設けることを提案し、また個人情報保護法との関連では、統計調査に係る個人情報については統計的に処理することを目的として収集されるものであるから、その特殊性に十分配慮するよう提言した(第5章)。これらの諸点は1.3で既述のように1988年に個人情報保護法が制定された際に、統計法および報調法の一部改正によって措置された。

統計調査における秘密の保護とプライバシーの保護とは、しばしば同一の範疇に属する問題として論じられることがあるが、統計法の秘密保護の規定によってプライバシーのすべてが保護されるわけではなく、またプライバシー権の保護を目的とした個人情報保護法の適用除外となったからといって、統計調査における個人情報のプライバシーの保護が保証されているとは必ずしも言えない。

統計調査におけるプライバシーの問題は、わが国では5つの局面がある。その1はプライバシーの観点からみた統計調査の調査事項の妥当性の問題であり、その2は統計調査の実査の場面での被調査者と統計調査員との関係から派生する被調査者のプライバシー保護の問題であり、その3は収集された情報の伝達、蓄積、処理、保管の段階で発生する個別情報の漏洩の問題であり、その4は情報の目的外使用または他の情報との照合あるいはリンケージによって生

ずる個別情報の漏洩の問題であり、その5は公表される集計結果表における個別情報の検出の危険である。

この中で1は調査の企画段階で措置すべき問題であるが、研究者あるいは被調査者からの問題提起によって企画変更が行われたケースも見受けられる。2の問題は制度上の対応が困難な実査の場面での多面的な問題を含んでいるが、1.3および1.4で述べたように統計環境論あるいは調査環境論の中でしばしば言及されている。3, 4, および5の問題は、統計法の規定によって、統計調査の実施機関および調整機関が措置すべき問題として、個人情報に関する限りでは個情法の諸規定に対応して措置されている。なお5の問題については、データあるいはデータ・ベースのセキュリティの問題と関連して理論的な研究が行われているが、本稿の範囲を逸脱するので言及は省略する。

統計調査との関連でプライバシー保護のための立法措置が必要であることは、既に1970年代において統計研究者の側からも指摘されていた、森田優三[90]は1971年にこの問題に言及し、「プライバシー意識の高揚に伴って統計調査の実施が困難になってきている一方、統計情報の利用の仕方が個人のプライバシーを侵す危険のある方向に向かって進もうとしているのである。この意味において統計調査はまさに本質的な問題に当面していると考えねばならない。」と述べている。この問題については森田[91], [92], [93], 伊藤[36], 大屋[126]等の研究がある。また特に国勢調査に関するプライバシー問題の法制度との関連については、西ドイツの1983年国勢調査中止問題に関する浜砂の緻密な研究([13], [17], [18])のほか、統計研究者以外の研究者からも問題提起があった(堀部[24], [25], 北川隆吉[42])。浜砂はその研究をとおして「統計学会が、政府統計の原則＝統計と行政の分離原則にたいする軽視ないし無関心を露呈することによって、国勢調査にかんする論議は情報法律家やデータ保護委員によって先導されることとなった。」と当時の西ドイツの統計学会の現状を分析した(浜砂[14])。横本宏[171]は、統計調査がプライバシーの侵害をこえて人権侵害の危険をはらむものであることを論じた。北川豊[44], [45]は、ISI(国際統計協会)の「倫理規範」に言及し、また統計調査が人権無視の批判にさらされる問題を含むものであることを警告した。これらの諸研究は、特に上記1の調査事項の問題に関連して、政府統計事業の領域の内部の問題を領域外の視点からとらえることの重要性を示唆したものである。

(4) 法規制の対象外の統計調査

『中長期構想』[200]では、現行の統計法規制度上その位置づけが不明確な統計調査として次ぎの4種の調査をあげ、それらの法規制の要否等について検討の必要を述べている(第5章)。

- ① 国等が直接行わず民間に委託して実施させる調査。
- ② オンライン・システム等により一定時点でなく随時徴収する調査。
- ③ 交通量を調べるような報告者がいない統計調査。
- ④ 同一機関内の報告。

経団連報告[39]はまた、電話によるヒアリング調査など報告様式を用いないで報調法の承認漏れとなっている調査が増加していること、各省庁が行政上の目的と称して(統計目的と)類似の調査を報調法の承認によらずに実施していること、国と地方公共団体との間で統計調査の類似・重複があること、それらが記入者負担を一層過重にしていることを指摘した。これらの問題は行政運営上の問題とみることもできようが、上記の法規制の対象範囲の問題とともに、法制度論の視点から論ずる意味もあるものと考えられる。

電話によるヒアリング調査は、欧米諸国の政府統計調査では調査方法として夙に定着しており、方法論としての研究も数多くみられる。更に近年ではパソコンを利用した調査についての研究が広く進展している。それらはCATI(Computer-Assisted Telephone Interview), CAPI

(Computer-Assisted Personal Interview), CSAQ (Computerized Self-Administered Questionnaires) およびこれらの総称としての CADAC (Computer-Assisted Data Collection) あるいは CASIC (Computer-Assisted Survey Information Collection) などのタイトルのもとで、研究開発あるいはその実用化が進められている。これらの手法についてはハードおよびソフトの面からの研究は当然として、調査組織、調査法規等統計制度の面からの研究もまた不可欠であると思われる(全国統計協会連合会 [179])。

1.8 むすび—今後の課題

政府統計事業の産出物である統計に対する需要の変化と増大にもかかわらず政府統計事業に投入される人的・物的資源の利用可能性に限界のある事情は、わが国に限らず世界各国共通の課題である。もともと近代国家の政府統計事業は、行政と統計との分離原則を憲章とし、ひとつのまとまりのある領域の中の事業として遂行されてきた。すなわち「この領域の内部においては、事業の遂行にあたって、特殊な専門性、中立性を要求されると同時に、領域の外部との関係において、秘密保護、プライバシー保護あるいはデータ保護についての特別の倫理基準が必要とされる。それゆえに、政府統計事業をひとつのまとまりのある領域として、他の事業と区別して考察する動機が生まれる」(工藤 [52]) ののである。しかし政府統計事業に対する需要の拡大にともなって、これまで統計専管の政府部局によって営まれてきた事業が、統計専管の部局以外の資源に余裕のある部局によって営まれるようになり、あるいは事業の一部が民間に委託されるようになる状況のもとでは、政府統計事業の事業主体が次第に拡散する事態となる結果、事業領域の境界が不鮮明となり、その独自性、専門性、中立性が見失われ易い状況が発生し、また事業の担当者に必要な特別の倫理基準が、ともすると看過されやすい危険を生む。このことは究極的には統計調査の存立の基盤をゆるがすことになりかねないのである。

この基本認識の下に、上記のサーベイに基づき、本文で指摘した以外の若干の今後の研究課題を列挙すれば次のとおりである。

- ① 調査統計と業務統計との両者をカバーする統計制度の構築の可能性についての、世界各国の統計制度の比較研究。
- ② 業務統計の原資料となる行政記録の発掘とその利用可能性、およびそれに関連する統計制度ならびに統計外部制度の諸問題の研究。
- ③ 統計調査によって収集された情報の提供・利用に関する統計制度上および情報処理技術上の問題の解明。特に情報の目的外使用、データ・リンケージと秘匿性の保証原則(工藤 [54])に関連して。
- ④ 統計環境論あるいは調査環境論との関連におけるわが国の統計調査員問題の制度上の観点からの研究。
- ⑤ わが国の行政改革が統計制度、統計調査および統計に及ぼした影響の評価。
- ⑥ 政府統計事業の領域の拡散の中で、統計の専門性あるいは中立性を主張し維持するための統計制度上の諸問題の研究およびそれに関連する国際比較研究。

謝辞と追記:レフェリーの方々から種々のご指摘、ご意見を載いた。それらのいくつかは記述の不備、誤りに関するものであり、それらは本稿において修正した。末尾ながらご多忙の中を拙稿を査読いただいたレフェリーの方々に、深く感謝申し上げるとともに、十分に対応できなかった部分については、筆者の浅学のゆえとしてご寛恕載きたい。

本稿を契機として、より多くの研究者の関心がこの分野に向けられることになれば望外の幸せである。

2 統計調査と統計調査論

2.0 はしがき

社会における問題状況の発見，その様相と原因の探求，そしてその解決策を探ることが，社会科学の課題であるとすれば，社会統計学に求められることは，統計制度，統計体系，統計調査および統計利用などをめぐる問題状況を明確にし，その克服のための方途を探ることであろう。この見地からすれば，「統計行政の中・長期構想について」（統審議第14号 1985年10月）とその「部会等報告」——以下では両者を合わせて「中・長期構想」（統計審議会 [200]）という——は，総務庁長官の諮問に対する統計審議会の答申と報告ではあるが，われわれの関心事からすれば，それはまさしく統計行政と社会統計学に対する問題提起であり，優れた研究報告書である。

統計審議会 [200] は，各省庁の統計調査が分散型統計制度のもとで，実査上も統計体系上も他省庁の統計調査との関連をとかく欠きがちなため，大規模調査を特定の時期に集中させたり，地方公共団体に過重な事務負担を負わせたり，また報告者の協力度を低下させることにもなっており，その結果，統計の精度確保に重大な支障を及ぼしている事実を指摘して，統計調査の実施を平準化した計画的スケジュール（「省庁別現行主要統計調査の実施時期一覧」，統計審議会 [200] 所収）の設定が必要なことを提言している。そのことの統計調査の体系化についての意義については，前章「(4)政策目標としての『中長期構想』」においてすでに言及されているので，ここでは改めて触れない。

2.1 調査客体の変容と統計の課題

社会・経済の新しい動向は，新しい統計の作成をうながす。そうした事態が新たな政治的対応を求めるからである。そして，新しい統計の作成には，それはまたそれで，これまでと違った統計作成上の困難があり，その解決にはそれなりの工夫が求められる。統計審議会 [200] は新しい社会・経済の動向に対応して，統計体系上整備が急がれるものとしてストック統計，サービス統計，および環境統計を挙げ，その現状と問題点を指摘して，整備の方向を示唆している。

(1) ストックの拡大とストック統計

1980年代後半における地価・株価などの急上昇とその後の急落には，目を見張るものがあった。今後もストックの動向が日本経済に大きな影響を与えることが予想される。

土地統計・国富統計を中心とするストック統計の不備は以前から指摘されていたが，1980年代後半の事態はこの点をさらに顕在化させた。田中 [150] は，土地保有状況に関する関連統計の現状を検討して，利用可能な資料の精度が地目毎に異なっており，特に商業用地に対する統計調査が実施されていないことを問題点として強調している。

また，「国富調査」は1970年調査以降実施されていないが，本学会は1985年総会の共通テーマの一つに「戦後統計調査の問題点と将来のあり方——国富統計——」を設けて，藤田 [7] 楠田 [69] 石渡 [34] 田口 [140] 黒田・吉岡 [68] に報告を求めている。藤田はそのなかで，国富調査はその目的，内容からみて「ストック統計」，「国民資産調査」，「有形資産調査」などの名称の方が望ましいこと，この調査がこれまでのような資産の「取得原価法」を採用する限り，その結果が即国富額にならないこと，この統計の精度については実査の難しさのほかに標本設計の困難さが作用していることを指摘し，「国富調査はいわゆる統計調査としてではなく，国富推計であると考えるのが適切である」と述べ，「国富推計の基礎となる統計調査の充実・整

備」を提案している。

他方、松田 [76] は「工業統計調査」の企業別集計と「情報処理実態調査」(承認統計)における製造業のリース・レンタルによる使用計算機の推計資産額とを対比・検討して、リース・レンタル機器の使用が多い産業分野の有形固定資産価額の推定には、現行の所有者主義の定義ではデータが実態に適合しなくなっており、使用者主義で定義することが必要であると提案している。

すでに触れた統計審議会 [200] では、既存統計・行政記録が利用できない公的企業・法人企業などの保有する有形固定資産については新たに統計調査を実施することが方針として示されている。しかし、土地調査(「土地基本調査」)・家計資産調査(「全国消費実態調査」の一部)は実施段階に入っているが、法人有形固定資産調査は企画にさえ至っていない。

(2) 企業活動の多角化・国際化と関連経済統計

経済の高度成長を支えた相次ぐ技術革新と貿易・為替の自由化、経済のソフト化は、企業の活動分野、生産・販売される商品の種類、経営態とその組織、ひいては産業構造の変化をも引き起こした。

また、子会社の創設や他企業への資本参加などの際に「本業」の企業とは別の企業形態をとるケースも増えている。

そのため従来の調査単位や分類基準では、経済活動の実相を統計に正しく反映させることに、いくらか無理が生じている。それは統計が複雑多岐な社会事象を、調査と分類のための定義に依拠して、一義的形式的に表章せざるをえないためである。

ところで、松田 [76] も指摘しているように、経済活動の本来的な担い手が企業であるにもかかわらず、わが国の政府統計は調査体系上また調査運用上の理由から、事業所ベースの統計調査を産業統計体系の中心に置いている。そのため企業ベースの統計調査の分類も、事業所ベースで採用されているものに準拠して行われる。その点、1992年秋から通産省が企業を客体とする「企業活動基本調査」を開始したことの意義は大きい(溝口 [82])。この調査結果を利用した研究の成果がまたれる。

先にも触れたように、事象がどんなに複雑、多様多岐であろうと、分類はそれぞれに定義された概念による一義的割り切りを原則として行われる(大屋 [127])。したがって、企業活動の多様化をもたらす事業所におけるアクティビティの複雑多様化も、それぞれの産業概念(大分類、中分類、小分類の産業概念)で形式的に割り切って分類される。その結果、(1) 企業の多角化、(2) 企業活動の外部化、(3) 企業の国際化、(4) 企業のソフト化等が、従来の産業分類による統計表章に、どの程度無理を生ぜしめるかが、統計調査論の新たな関心事となる(溝口 [82] 松田 [76])。

溝口 [82] は、国民経済計算で利用される「V表」に、「専業率」「専門化率」という指標概念を適用して、現行産業分類の頑健性の検証を試みている。

企業の海外進出、子会社や関連会社の海外での企業活動、海外投資、外国資本との合弁会社の設立等々が盛んになれば、それらの企業活動を把握する統計が必要になる。1970年代からこの分野の統計の整備が通産省によって進められていることも特記に値する(「海外事業活動動向調査」, 「海外事業活動基本調査」, 「外資系企業動向調査」)。

なお、溝口 [82] は企業の海外活動に関する統計の整備には、「国内」概念、「国民」概念の区分、企業の「国籍」の取り扱いなどについての方法的、技術的考慮が必要であることを示唆している。

他方、企業活動の国際化の進展は業務統計の作成にも大きな影響を与え、信用状統計は海外子会社との取引増大による信用状付き取引の比率の低下のために作成が打ち切られ、国際収支

統計では短期的な収益目的の国際証券取引の増大のために資本収支の分類方式の変更が予定されている。

(3) 経済のソフト化とサービス統計

経済のソフト化あるいはサービス化については、論者によって定義がかなり異なるものの、その進展の認識については論者間にこれといった相異はない。しかし、サービス業はその活動が見えにくく統計調査では捉えにくい業態であること、所管官庁が競合していること、中小零細企業が多いこと、業界団体の組織化が遅れていることなどのために、サービス統計の整備は他の分野に比べてかなり立ち遅れていた。

サービス統計、サービス業統計、サービス関連統計、サービス産業統計などの用語の混在は、まさしく上記の諸事情の反映であるから、それらの理論的整合化にはなお若干の時間と議論の積み重ねが必要であろう。

サービス統計充実の最近の動きとしては、統計調査の分野では「全国企業短期経済観測調査」の対象の非製造業・中小企業への拡張（1983年）、サービス業を専ら対象とする「サービス業基本調査」（指定統計第117号）の実施（1989年）があり、加工統計の分野ではSPI（企業向けサービス価格指数）の公表開始（1990年）、産業連関表への「リース・レンタル業」の挿入の予定などがある。

サービス関連統計の整備に関して溝口 [82] は「サービス業基本調査」を高く評価しつつも、この調査が「サービス業を本業とする事業所の調査であり、サービス業を副業とするものは対象としていない。このことは、・・・サービス産業の専門化率が低いことを考慮した場合重要な注意事項である」と指摘している。

サービス産業は上述のように業種・業態が多様であり、企業規模が中小零細な場合が多く、開業・廃業も頻繁である。そのためサービス業の調査には「ローテーション方式」が導入され、「特定サービス産業実態調査」（指定統計第113号）の名称で、年度により調査対象業種を変更しつつ、個別サービス業に関する統計の整備を進めている。

しかし、「特定サービス産業実態調査」は対象業種が少なく、それはそれで問題であるが、対象業種が増えればそれだけローテーションの周期が長くなるなど、調査体系上の問題がまだ残っている。

この分野の既存統計を利用した分析の数もそれほど多くはない。館 [139] は、サービスの質の向上がGNP統計に反映されにくく、サービス業の「生産額」が過小評価に陥る危険があると指摘している。

また、溝口 [82] は、「ソフト化産業」を本業としない企業の活動のなかにも、ソフト的なものの比重が増加していること、とくに製造業の「商業化」、「金融化」、本社部門の情報活動、および研究・開発投資の増大などを特徴的な傾向として挙げ、それらの傾向を分析する際の既存統計の利用可能性について検討している。

なお、廣松 [22] は「情報流通センサス」による情報通信量測定の方法を考究している。

(4) 世帯・家計の変容と家計関連統計

世帯・家計の変容は、家計関連統計に適切な対応を迫っている。最も特徴的な家計の変容は、消費の社会化、世帯員の多就業化・自立意識の高まりなどを背景とする家計の「個計」化とよばれるものである。家計の「個計」化とは、世帯員各人が主として裁量する収支金額が増大し、かつては一体として管理されていた家計が世帯員個人単位へと分解しつつある現象を指している。

ところで、この分野の最も基本的な統計調査である「家計調査」・「全国消費実態調査」は、世帯が記帳した家計簿の内容に基づいており、各世帯の記帳者（主に主婦）が家計収支を細部

まで把握していることが前提であった。しかし、家計の「個計」化は主婦の財布を經由しない収支金額の増大を意味するので、両調査のカバレッジの縮小が生じることになる(溝口[82])。

1989年に実施された「全国消費実態調査」はこのような状況の下での「個計」化への対応として18歳以上の世帯員について「こづかい」支出の内容の把握をはじめて試みている。

また、主婦の非専門化の進展にともなって、家計簿記帳の負担が重い「家計調査」・「全国消費実態調査」では、抽出世帯の脱落が増加し、結果に偏りがあるのではないかと指摘があり、記帳期間が半年間あるいは3カ月間であるため年間収入の正確な把握にも問題がある(溝口[82]・高山他[142]・山田[167])。

さらに、小売業の売上高統計の動向と「家計調査」との食い違いがカバレッジの違いを考慮してもかなり大きいとの指摘が、消費動向の分析者間で繰り返し聞かれる(たとえば、『日本経済新聞』の消費動向の分析記事など)。この食い違いにも、「家計調査」の標本の偏りが作用していると考えられる。

他方、急速に進む1人世帯の増加は、2人以上の世帯を対象とする「家計調査」の結果には含まれない世帯の増加を意味する。1人世帯は、若年層の場合にはその活発な消費水準のゆえに重要性が増しており、高齢層の場合には人口の高齢化の進行とともに老人一人暮らし世帯の急速な増加が注目される。しかし、1人世帯を対象とする家計簿式調査は実施が非常に困難であり、この種の統計調査は現在のところ「全国消費実態調査」の一部として5年周期で2カ月間実施されているものだけである。そのためこれらの世帯の収支状態については、その把握方法の検討が要請されている(小山[49])。消費関連の統計調査について実施担当者がその実地調査の実状を紹介したものに、法政大学日本統計研究所[28]がある。

溝口[82]は、「家計調査」の家計簿方式から記憶方式への部分的な切り替えおよび調査終了後の世帯に対する収入額の調査だけの継続実施を提案している。前者は、対象世帯の負担軽減策であり、後者は正確な年収額の把握のためである。

ところで、政府機関や企業では、人事政策、人事管理上、転任、転勤、出向などを制度化している。しかし、それらの人々のうちには住宅や子女教育等の個人的な事情から、家族全体の転居を良しとしない場合もある。そうしたことから単身赴任という事態が生じる。そして、その数は、こんにち無視できないものになっている。

単身赴任者は統計調査では、「単身者」、「単独世帯」に分類されるが、しかし、彼らは若年単身者(世帯)とも高齢単身者世帯とも、その社会的な生活関係を異にしている。しかし、目下のところ「単身赴任」を調査項目に含む継続的な統計調査は、「賃金事情調査」(中央労働委員会事務局)など企業・事業所ベースの賃金関係のものしか見当たらない。

いずれにしても、世帯と家計については、その統計的把握と表章に関して、概念の整理が必要な状況になっている。

(5) 環境問題の深刻化と環境統計

環境問題は、特定地域の特定現象による被害という以前の形態から、最近では全国規模あるいは地球規模での問題へと深刻化しており、環境統計の整備が要請されている。環境統計は、環境基準の達成度の判定に利用されるなど環境行政との関連が非常に強い。

ところで、わが国において蓄積されている環境データの量は諸外国のそれに比べてかなり多いといわれている。これは、わが国が経済の長期にわたる高度成長の過程においてさまざまな公害問題を経験し、環境監視体制の整備を急いだためである。しかし、蓄積されているデータは、情報源が広範な分野にわたっており、かかわる行政機関も多数であるため、環境統計の体系的な整備はいまだに不十分な水準にある。その有効な利用も少ないように見受けられる。この点について、宇都宮[162]は「最大の原因は環境庁行政内部に各局の上部機構としての統計

部局がなく、情報の一元化の不十分なことであろう」と指摘している。

行政管理庁の統計主幹部局（現在の総務庁統計局統計基準部）は、1982年に竹内啓を座長とする環境統計整備研究会を発足させ、

- ①環境統計の概念、範囲、体系およびその必要性の明確化
- ②環境に関するデータの統計的処理手法、統計化の方法の検討
- ③既存の統計等との調整および新しい統計調査の必要性の検討

を行い、その成果の一部を行政管理庁統計主幹〔189〕（環境統計整備研究会中間報告）にまとめている。しかし、この研究会に限らず、この種の報告書は概ね部内版であり、狭い範囲にしか配布されないで、その後の最終報告書は未見である。

日本計画行政学会〔97〕は、環境指標体系の作成手順・利用方法などについて紹介している。そのうち全体的なフレームワークを取り扱った「3.環境指標の体系」、なかんずく「環境指標の全体フレームと作成過程」を一覧形式にまとめた表示は、環境統計が社会指標体系と深くかかわることから、注目に値する発想である。

本学会では1992年総会において環境の統計的分析に関するセッションが設けられ、各方面からの報告が行われた。この分野の業績はこれまで比較的少なく、実質科学の成果を吸収した研究の前進が望まれる。

2.2 統計調査の新たな方向

（1）統計調査技術の新たな展開

経済構造の変容はそれを構成している社会的個体の出現、変化、消滅の結果であり、それらの活動の内容と様相、存在の仕方の変化にほかならないので、そのことは統計調査における母集団や標本設計に検討課題を提起する。

統計審議会〔200〕はその点に関して、（イ）母集団の変動に対するその維持、更新、管理の仕組み、（ロ）現在の調査環境のもとでは、標本調査における標本の代替は不可避であるから、その偏りを防ぐ方法と偏りの大きさを量的に把握できようような措置、（ハ）統計調査におけるチェック・システムとチェック手法の開発、（ニ）現行調査技術の点検と改善を要請している。

また、統計ニーズの増大と多様化に対応して統計調査が、国民の申告負担を増大させるので、統計審議会〔200〕はその軽減策と調査および集計の合理化、効率化のためのシステムと技術の開発、なかんずくデータ・リンケージ手法の導入を提言している。

ところで、本章を始めるに当たって、われわれは統計審議会〔200〕を「統計行政と社会統計学に対する問題提起であり、優れた研究報告書である」と評価した。それはこの統計審議会〔200〕が、1975年前後から始められたと思われる行政管理庁統計主幹部局の委託研究の成果を踏まえての答申と推察されるからである。

調査技術の研究・開発・改善に関する研究は、竹内啓・奥野忠一・浅井晃の学者グループと各省庁の専門家の協力のもとに進められた。昭和55年度の研究報告書である行政管理庁〔186〕、56年度の行政管理庁〔187〕および57年度の行政管理庁行政管理局〔190〕がその成果である。

調査技術の開発・改善という問題自体が極度に専門領域に関することであり、また長期にわたった研究の成果であるから、その内容の細部に立ち入ることは、評者のよく為しうるところではない。また紙幅の余裕もない。したがって、ここでは研究の方向と領域を紹介すうにとどめる。報告書が入手できたものについて、以下に研究項目と年度・報告者名を記す。・不動産業の母集団把握方法の検討（55 保田，山室）・小地域における統計の作成方法の検討（2）（55 高津）・統計データの精度管理について（55 大泉，奥野）・層化抽出法適用に関するノート（55 上田）・世帯調査の標本抽出計画について（55 鈴木）・官庁における標本統計

調査の現状(56 事務局) ・不動産業の母集団把握方法の検討結果(56 保田, 山室) ・統計調査結果の基本統計量計算方法に関する研究(56 奥野, 竹内, 川端, 下保) ・調査対象の出現・消滅及び無回答の処理方法に関する研究(57 浅井) ・現行標本調査の問題点の検討(57 川崎, 本川, 芳賀, 中村, 井上, 竹内) ・標本調査解析システムの設計(57 山室) ・標本設計システム基本設計の検討(57)

データ・リンケージ手法の研究, 開発は, 奥野と松田を中心に進められ, その成果は昭和58年度の研究報告書である全国統計協会連合会[176]と59年度の報告書である同[177]にまとめられている。研究項目・年度・報告者を以下に示す。

・データ・リンケージの必要性(58 奥野) ・データ・リンケージ技法の開発方向(58 奥野) ・完全照合によるデータ編成の現状と問題点の検討(58 松田) ・リンケージ手法の活用について(58 辻) ・リンケージ手法に基づく推計精度の検討(58 竹内, 浅井, 芳賀, 高橋) ・総論—データ・リンケージ手法の現状と問題点の検討(59 松田) ・経済統計の体系とデータ・リンケージ(59 松田) ・リンケージ・システムの作成(59 松田, 吉岡) ・データ・リンケージ・システム作成の現状と問題点(59 若宮, 長田, 松田) ・リンケージの応用(59 吉岡, 清水)

ところで, データ・リンケージ手法は情報処理機器の高度化に支えられたシステムであるから, 電算機の情報処理に対して個人情報提供者(個人, 世帯, 企業等)が抱く不安を一層強める。したがって, 個人情報の保護と統計の作成にかかわる守秘則の政府による履行・遵守が, 国民各層に浸透し, 政府の統計活動に対する国民の信頼感が確たるものにならないかぎり, 個人情報の完全照合型のリンケージは国民の容認するところとはならないだろう。

とはいえ, 個人情報の保護の制度は今後一層進み, より完全なものになるであろうから, そうした保障のもとに完全照合型のリンケージも, 行政個人情報とのリンケージも, 統計作成に関してのみ容認されるようなシステムの開発と統計に対する精神的風土の醸成と相待って, その活用の時が到来しよう。

ちなみに諸外国についてみると, アメリカ, 西ドイツ, デンマークにおける統計データ・リンケージ手法の活用状況とそのプライバシー問題とのかかわりが, 総務庁統計局統計基準部国際統計課[197]に紹介されている。

事業所や企業にかんするデータは, 個人情報とは情報の社会的性質が異なるので, 企業秘密の保護を前提として, 各種の統計調査間でリンケージ手法の開発と実験がもっと進められてよい。

松田[76]は, 計算機によるデータ処理の視点から, 統計調査と分類・集計の関係を検討しており, 複数調査の個票レベルのいわゆる「マイクロ・データ・マッチング」(レコード・リンケージ)による新しい統計データを作成する多重集計処理技法を研究・紹介し, 従来の原表作成形式からパターン化変数による作表への移行を考究している。この手法は, 実地調査が難しくなっている現状において, 既存の統計調査から最大限の情報を引き出す方法として, 企業・事業所を対象とする統計調査の結果への適用が試みられている。

また, 統計審議会[200]で提言されたデータ・チェック・システムの研究, 開発については, 奥野・松田を中心とする学者グループと省庁の専門家の協力のもとに進められた「データ・チェック標準システムの開発に関する調査研究」がある。この研究は昭和60, 61年度の二ヶ年にわたっているが, 60年度の研究報告書は入手していないので, 61年度の研究報告書である総務庁統計局統計基準部[196]から, 前例にならない研究項目と報告者名とを引いておく。 ・データ・チェックの標準的手順(松田) ・日本の統計調査のチェック方式の実態(梅崎, 大久保, 周防, 佐藤, 大本, 近藤, 松井, 根木) ・データ・チェック・システムの技法実験(松田,

周防, 吉岡, 中島, 松井, 大久保)

ここに記した研究報告書は、いずれも部内版で一般の研究者の目には触れがたい。松田[76]は、その点の配慮から氏が関係した研究報告部分を収録し、上梓したものである。

調査統計の作成が困難さを増すという状況を背景にして、住民登録などレジスターを利用した統計作成の諸外国の現状が最近紹介・検討され始めた。工藤[62]は、北欧を中心とする国々で実施段階に入っているレジスターと統計調査との結合、あるいはレジスターの統計化の現状を紹介し、その問題点を検討している。レジスターの統計化のためのシステムの研究は、今後さらに関心が寄せられてよい社会統計学の課題である。

統計調査は社会統計学が古くから問題にしてきた対象領域だけに、最近の理論的な研究の成果は、さきに見た「調査技術」に関するものを除けば、きわめて少ない。北山[46]の統計調査に閲した章節は、統計調査の現行過程を調査主体の視座から総括したもので、テキストの体裁を取ってはいるが、内容的にはそれを越える水準の考察が随所にみられる。

また、大屋[127]は、統計調査を統計情報化の過程としてとらえ、客観の視座からその社会的、技術的な方法構造を明確にすることによって、統計に特有な概念的、形式的、一面的、かつ時空制約的な情報性格と体制適合的性格とが、なぜ不可避かを明らかにしている。

(2) 経済活動の多様化・国際化と統計分類

近年サービス業を中心に新しい経済活動が次々に登場し、従来からの統計分類では対応できなくなっているとの指摘が数多くみられる(館[139] 岸[41] 竹内[144] 大蔵省[194])。また、国際分類との整合性を確保する必要性も増大している(工藤[65])。特に、サービス業の分類の細分化の必要性が多く論者によって指摘されている。なお、各種の国際標準分類の現状については牛尾[161]による紹介がある。

このような状況の下で1980年代半ば以降「日本標準産業分類」「日本標準職業分類」「日本標準商品分類」が相次いで改訂された。さらに、事業形態の多角化・サービス経済化の進展は持続しており、産業分類については再改訂が検討されている。

ところで、経済の国際化は統計の国際化を求める。その際、統計の国際的な基準化が大きな意味を持つ。各種センサス等個別統計に関する基準、調査方法などの統一についての国連のガイドラインや国際的な各種の分類改訂の動きについては、総務庁統計局統計基準部[198]などでその都度紹介され、国内では勧告を踏まえる形で見直しが行われている。

また、国連を中心に分布統計の整備の一貫として所得概念の統一化が企画され、1977年に所得分布などに関する統計の基準化を目指すガイドライン(UN[159])が示されている。UN[160]は、それに沿った形で編集されたものである。なお、各国の所得データの整備状況については溝口[83]に詳しい。

そのほか、統計分類に関わる研究としては、日本における「職業」「産業」分類体系の形成事情と分類の格付け、軍人・軍隊の取り扱いなど問題点を検討した三瀧[78]、フランスの統計作成において用いられている「社会職業分類」の性格をフランス社会のあり方との関連において考察した杉森[137]、各種の国際経済分類の相互調整と調和化の過程を、特にCPC, ISIC, SITC, HSの相互関係について整理、紹介している工藤[64][65]がある。

2.3 調査環境問題と統計の課題

統計調査環境は広義には前章で考察した統計制度、統計法規、統計行政をも含む問題状況であるが、狭義には実査の環境と理解されている。

ところで、前章「1.5」および「1.6」で指摘されているように、統計調査の実施を困難にしている状況の背後には、プライバシー意識の高揚やさまざまな事由による統計調査に対する被

調査者の潜在的な非協力意識がある。

それらの実状把握を目的として、ここ10年余りの間にいくつかのグループや機関によって調査員や被調査者を対象とした統計と統計調査に関する意識の調査が行われ、結果の分析がそれぞれ公表されている(全国統計協会連合会[173]、九州大学経済学部統計学研究室[70]、法政大学日本統計研究所[27]、統計数理研究所[153][154]、総理府広報室[201]、越智[104])。

いずれの調査結果も、年齢階層別には若年層ほど、また学歴別には低学歴層ほど、統計調査への協力意識が傾向的に低いことを示している。地域類型を含んだ九州大学経済学部統計学研究室[70]を分析して浜砂[18]は「離島(長崎県富江)→農村(熊本県矢部)→都市部(福岡,八幡)→大都市団地(町田)と都市化が進むほど、調査拒否の諸要因がより広範な住民の意識にのぼっていること」を報じている。統計数理研究所[153]は質問の最後に「統計法の申告義務」を問うている。そして「結果は“全く知らない”がほぼ40%で最も多く、次いで“あまり知らない”,“なんとなく知っている”の順に下降して,“よく知っている”の11~12%が最小になっている」と分析している。国民に申告義務を課している法律の認知度としては余りにも低い数字というべきであろう。

これらの調査結果は総じて、いまや実査にとって調査項目の精選、密封用封筒の使用、対象者と顔見知りの調査員を都市部では避けることなどが、考慮されねばならない状況にあることを示唆している。

1990年国勢調査の際には、そうした配慮がとられたにもかかわらず、外国人居住者の増加という新しい要因も加わって、大都市部では従来以上の非協力的な対応があらわれている(山田[167])。そうした状況を反映して、前章で取り上げられた統計調査員問題も今後あらたな様相を帯びることが予想される。

なお、バルマー[3]は、プライバシー問題を中心に英米における統計調査・社会調査などの実施における問題点を紹介し、浜砂[18]ではわが国の統計調査環境の分析と西ドイツの統計調査環境問題が取り上げられている。

2.4 むすびにかえて

最後に、民間統計について一言ふれておく。

被調査者側の追加的負担を必要としないという見地からすれば、これまであまり利用されていない民間統計、とりわけ経営統計の利用可能性と限界の考察が社会統計学の新たな課題となろう。有価証券報告書の利用に関しては溝口[83]の検討がある。

民間統計は、分野によっては政府統計では得られない貴重な情報を含んでおり、速報性の点でも比較的使用可能な水準にあるので、政府統計との補完の役割が期待される。

民間統計には、既存の政府統計を加工・編成したものと、民間独自の調査によるものがある。前者の例としては、日本生産性本部による労働生産性指数の算出などがあり、独自調査では、業界団体による加盟企業の売上・生産高統計、企業情報業者による経営状態に関する統計・倒産統計、専門調査機関による市場調査・世論調査などがある。

このように民間統計は種々の分野において作成されているが、日本銀行など政府関係機関によるものを除けば、全容がつかみにくく、各統計の細部を検討した研究も少ない。サーベイを含む今後の研究が望まれる。

注1)たとえば、総理府『世論調査年鑑』は、世論調査の実施状況に関する唯一の資料であるが、その作成のための問い合わせに対する民間調査機関の回答率はかなり低い。

民間統計には、業界団体に加盟していない企業にかかわるカバレッジの問題、利益・売上などの項目が取りにくいこと、対象が業界団体加盟会社以外の場合は官庁の統計調査以上に協力

が得にくいことなど、問題は少なくない。

また、経営内部統計に関しては、最近の行政改革の際に国有企業や公社が民営化されたため、それらの企業に関する統計がかなりの部分公表されなくなったという問題もある。

官庁統計に（政府）業務統計と（政府）調査統計のタイプがあるように、民間統計にも経営内部統計（業務統計）と経営外部統計（調査統計）がある。もちろん政府、民間の別を問わず、実際の統計の作成事情は、多様多岐であるから、その中間的なタイプもある。いずれにせよ、経営内部統計は、企業や事業所が官庁統計の作成に際して調査対象となるため、統計単位情報（調査個票）の源泉であることにはかわりはない。

ところで、経済の実態分析と政策立案にとって、経済統計が必要不可欠な数量的総体情報であることはあらためていうまでもないことである。しかし、すでにみたように、経済の急速な変容に従来の統計作成のあり方が十分に対応できているかということになると、関係者の努力にもかかわらず、そこに問題がないわけではない。それは、現況を調査しても公表時には、統計はすでに過去の情報でしかないという統計調査のもつ矛盾、さらに統計の真実性は、統計単位情報の信頼性の依存するが、その前提が調査環境の変容のために揺らぎつつあることなど、制度上あるいは技術上の困難さも拡大している。

とはいえ、他方では、各種の事務処理機器なかんづくコンピュータのハード、ソフト両面における高次元の開発は、統計単位情報と統計情報の高度な処理を超高速に行うことを可能にした。それによって情報の収集、処理、利用のオンラインシステムの適用も企業サイドでは大いに進展している。

したがって、官庁統計の作成系統においても、主要経済統計について、経営内部統計を官庁統計へ統合化する、調査によらないシステムの開発をめざす時機にある。そのためには、統計制度に関して、なにを、どう変えなければならないか、また情報処理における「遮蔽原則」に立って、経営の内部情報を統計情報へ変換するには、どういう技術的な解決が必要か、等のことが、今後の研究課題となろう。前章でとりあげられているレジスターベースの統計制度（工藤 [62]）、本章のデータ・リンケージシステムの開発に関する調査研究（全国統計協会連合会 [176] [177]）などは、この問題への統計学的、技術的アプローチである。しかし、高度情報化社会における個別情報（統計単位情報）の多角的利用と情報プライバシー権や企業の秘密という情報処理に伴う社会的矛盾の解決のためには、システムの開発とともに統計法の再見直しや統計諸官庁の制度的再編も必要であろう。

謝辞と追記

本稿をまとめるに当たっては文献の問い合わせ、複写等、多くの方々から数々の支援を受けている。なかんづく一橋大学経済研究所と松田芳郎教授には研究上の便宜と有益な示唆をいただいた。またレフェリーの方々からは、それぞれの課題について貴重なコメントをいただいている。厚く感謝の意を表したい。

能力に余る事項は別として、ご教示に従い新たに項を起こしたところ、修正、加筆の箇所も少なくない。とはいえ、統計調査技術の新たな展開の項については、方法技術別、問題領域別に新たな見地からのサーベイがあって然るべきと痛感している。

3 統計資料論

3.0 はじめに

現在、さまざまな分野で各種の分析や政策・経営判断などに統計が広く利用されている。しかし統計利用の実態を見ると、適用する解析手法に大きな関心が向けられている半面、分析の

素材となる統計データそのものについては、特にそれを吟味することもなく用いられるケースが多い。特に、ますます多くの統計データが各種の磁気媒体やオンライン・データベースの形で提供され手軽に利用できるようになってきている現在、このような傾向はますます強くなっている。これには、これまでの統計学研究が「ほとんどいわゆる統計方法の論議に終始して、肝腎の統計データそのものの社会的存在形態を組織的・理論的に把える議論を十分に展開して来なかった」〔伊大知〔33〕305頁〕ことが少なからず原因しているように思われる。

わが国では、統計調査や統計制度に関してはすでに多くの理論・調査技術面での研究があり、これらの研究領域は統計学の中でそれぞれ独自の地位を確保している。これに対し統計データそのものを対象とし、その提供形態、利用の際の統計の選択基準、利用上の制約といった統計データの性格をめぐる諸問題については、これまで統計学ではその重要性にふさわしい取扱いを受けてこなかったように思われる。

もとより現実に存在するのは統計の「作成－提供－利用」という統計実践に他ならず、統計調査論や統計制度論といっても現実の中のそれぞれの側面を切り取り、理論的に再構築したものにはすぎない。本節であえて統計資料論という新たな切り口を提起する意図は、従来、統計学の各分野で補足的あるいは断片的に取り上げられてきたことを、統計の作成と利用のまさに接点に位置するものとして捉え直すことにある。いいかえれば、本章で導入する統計資料論という新たな視角は、わが国で政府調査統計の作成や提供が統計利用から相対的に独立した行為として行われてきたことの結果がもたらすさまざまな問題点に、これまでとは異なる角度から光をあて、今後の統計の改善方向を模索するものである。

そこで本章では、このような観点から、わが国におけるこれまでの関連する研究成果をサーベイし、今後の課題を展望してみたい。

3.1 統計調査論と統計資料論

政府は自らの行政目的遂行のため、日々膨大な量の統計を作成している。その他にも企業、業界団体、労働組合そして研究機関など様々な組織、団体それに個人がそれぞれ独自の利用目的に応じて統計を作成している。これらの統計の中には作成者自らが調査結果を利用するだけでなく、公表され一般の利用に供されるものも少なくない。このような他の作成主体による統計を利用する場合、利用者はそれが自らの利用目的にかなったものかどうかを点検する必要がある。このためには統計の作成過程の吟味が不可欠である。

統計の吟味、批判は、わが国ではこれまで社会統計学者が主として担ってきた。その論点は部分的には統計作成の枠組みである統計機構や統計法規といった統計制度のあり方にまで及んでいる。しかしその中心的部分は、調査の企画から集計、結果の公表にいたる統計の作成過程に関わる統計調査論の形で展開されてきた。すなわち、社会統計学者における調査論は、統計の作成過程を、統計が対象を正しく反映するよう各統計項目が設計されているか(理論的過程)、また統計作成の技術的側面が適切に運営されているか(技術的過程)の二側面から捉え、統計作成の各段階で入り込み得る現実と統計との乖離の原因を主として定性的に追求するという独特の接近方法によって特徴づけられる。それらは統計調査論として論じられてはいるが、統計作成の理論というよりは既存の統計の吟味、批判の基準を追求したものであるという意味で、むしろ統計資料論として捉え直すことができる。

社会統計学者において資料論が統計調査論の形で展開されたことは、逆に資料論そのものの性格を制約することにもなった。特に、調査論が社会科学方法論の一環として現実に対する認識方法の一形態として論じられる傾向が強かったことから、統計の吟味・批判に際しては、利用可能性の面よりはそれが反映すべき実態からの乖離の側面が強調された。とはいえ、これら

の研究が投げかけた統計の批判的検討の視角は、統計利用だけでなくわが国における官庁統計の改善に対しても大きな影響を及ぼした。

既存の統計の特質や利用上の問題点は、一般に現実の経済分析との関連で論じられる。日本経済の現状分析との関連で特に政府統計がかかえる問題点を幅広く検討したものとしては、統計指標研究会 [152] をあげることができる。また個別分野の分析でも統計の利用可能性に言及したものがあり、それらは統計資料論としてもきわめて興味深い。ここではその代表的な研究として、所得分布の分析との関連で内外の家計統計や税務統計の特徴とその利用可能性を検討している溝口敏行 [82] や高山憲之 [142, 143] また日本の就業行動分析との関連で日本をはじめ各国の就業を中心とした労働統計の特質にも言及している樋口英雄 [20] などをあげておく。なお溝口 [82] は、単に所得関連統計の精度面での現状を具体的に示しているだけでなく、前章の 2.1・(4) で見たように「家計」そのものの変質のなかで今後の家計統計のあり方を展望している点でも極めて示唆に富む。

石油ショック以降、GNP 統計と鉱工業生産指数 IIP との動きの乖離が表面化した。これについてはそれぞれの統計の作成担当者間でもいろいろとその原因の追求がなされ(平松博久[21]、宮田満 [85]、田村邦久 [147])、現実経済の中におけるサービス部門の拡大といった経済構造の変化が両者の乖離の原因とされた。これと関連して高木新太郎・北沢敏夫 [141] は、新 SNA と生産指数の関係を実証的に研究し、腰原久雄 [48] は、製造業の生産に関する工業統計と生産動態統計との出荷数量の計数比較により両統計の乖離度を評価している。

この他に、類似統計の比較等の形で個別統計の精度や利用可能性を論じた研究もいくつかある。溝口 [80] は、家計の金融資産額についてマクロ金融統計と貯蓄動向調査などのサーヴェイ・データとを比較し、その乖離原因の分析を行っている。また山田茂 [164, 165] は、調査環境の悪化に伴う実査の困難と関連づけて人口や消費関連統計の精度の吟味を行っている。さらに森博美 [89] は貿易や出入国管理等に関するいくつかの業務統計を取り上げ、その作成過程との関連で統計の特徴ならびにそれらの利用可能性を追求している。

統計をめぐる官学の交流事業としては、全国統計協会連合会(全統連)が総務庁統計局統計基準部その他の協力を得て 1980 年以來毎年開催している「理論家と実務家による官庁統計シンポジウム」があり、取り上げられる統計の実情と問題点の確認は、今後のわが国の統計の改善に向けての共通認識を得る上で意義深い。また統計の作成者と利用者の積極的交流をはかる目的でわが国における官庁統計の紹介を『研究所報』等で行ってきた日本統計研究所の一連の活動も注目される。

統計審議会の統計制度部会は、1985 年の「答申」[200] のとりまとめに際し、統計データの信頼度等統計データの特性に関する情報提供のあり方についての検討を行っている。各省庁の指定統計調査を対象としたアンケート調査の結果、目標精度、推定値の標本誤差、回収率といった統計データの質に関する情報を開示していない調査が多く見られた。これを受けて部会では、調査結果が正確に理解される措置を講じる必要があると提言している([200] 150-161 頁)。なお個別統計の他にも、国民所得統計や国際収支表など加工編成統計の中には具体的な推計方法を公表していないものも少なくない。このような加工統計における推計方法も、広い意味では統計の質に関する情報に属するものである。

ところで、統計作成機関では、提供される統計データの精度に関して、事後調査その他の形で日常的に点検作業を行っている。しかし、これらはそのほとんどが行政の内部資料として調査技術の改善等に利用されるもので、調査実施面への配慮などからその結果は公表されない場合が多い。しかし中には統計作成担当者による統計の精度研究として公表されているものもある。

まず井上俊一・高橋邦明 [31] は、転出届出数に関する独自調査に基づき転入・転出数の比較を通じて住民基本台帳人口移動統計の精度の評価を試みている。また人口センサスについては北山直樹 [46] がアメリカの人口住宅センサスの事後調査の結果を紹介しており、日本の国勢調査の精度については長田富子 [113, 114] の仕事がある。さらに小河俊夫 [107] は、家計調査における準調査世帯の分析を通じて家計調査のデータ特性の解明を試みている。また大泉雅男 [108], 奥野忠一・大泉 [111] は、記入誤差や未提出事業所の値の回帰推定等により生産動態統計調査の精度分析を行っており、商業動態統計調査の結果精度については作成機関自らによる分析結果 [205] が公表されている。

なお、『統計局研究彙報』(総務庁統計局), 『経済統計研究』(通産統計協会)の他にも、『家計調査参考資料』(総務庁統計局), 『統計情報』(全統連)など各官庁の統計関連の雑誌には、個々の調査の精度についての研究成果が公表されることがあり、また統計研究会や全統連等による一連の調査研究報告も、わが国の統計の現状についての貴重な情報を提供している。

3.2 統計体系と統計資料論

政府による統計作成が未発達段階では、個々の統計は相互に連携を持つことなくそれぞれ独立の統計として作成されてきた。その後の統計作成の拡大は、統計の間の相互連関を生みだした。このような段階においてはじめて統計の体系性が問題となる。

ところで、統計資料論との関連で統計の体系性を捉える場合、そこには2つの異なる立場なり視角が存在する。統計作成者の立場から統計行政の課題として体系を論じるものと、統計利用者の立場から統計吟味の際の一視点としてそれを捉えるのがそれである。

(1) 統計行政と統計体系

統計作成者が統計行政上の課題として統計の体系性に言及する場合、そこでは体系性は何よりもまず現実の統計の整備状況に対する評価基準として意識されている。「統計法」の起草者の一人である山中四郎は、同法に関する逐条解説書〔山中・河合 [169]〕の中で、「統計法の目的の第二は、統計調査の重複を除いて、統計の体系を整備することである。重複の除去はいわば消極的な面であるが、それをも含めて積極的な面からとらえると統計体系の整備ということになる」〔山中・河合 [169] 103頁〕として統計体系の整備を調査重複除去その他の政策を通じて達成すべき行政目標として礎定する。ここでは、統計体系の整備が調査間の重複除去と表裏をなす政策概念として位置づけられ、一種の理念型として想定された作成されるべき統計の総体と現実の整備状況との乖離として統計行政上の政策課題が認識される。すなわち、作成されるべき諸統計が客観的存在として現実あるいはその問題領域と直接対置されており、統計体系として想定された統計の総体が現実の統計の整備状況に対する問題検出の基準となる。

このような立場の延長上に統計の体系性を捉えたものとして、統計審議会答申[200]がある。今後のわが国の統計行政の総合的な中・長期構想をまとめたこの答申は、「社会・経済は不断に変化しており、それに伴い行政は絶えず新しい問題への対応を求められている。統計分野においても、社会・経済情勢の動向を把握し、適切に対応して行くことが肝要である。」として、前章でみたようにストック、サービスそして環境統計について「統計体系上」その整備が急務であることを提言している〔[200] 5頁〕。

ところで、わが国では戦後間もない1950年代初頭に経済審議庁と通産省がそれぞれ独自に産業連関表(昭和26年表)を作成[206, 8]し、また行政管理庁でも54年に日本統計研究所に委託して生産物バランス表を作成している[98]。このような産業連関表や生産物バランス表の作成は、それ自体としての意義はもちろん、統計の整備という点でも大きな意味を持つ。すなわちそれらが、生産物の流れを中心として「従来あまり省みられなかった統計資料相互間にお

ける関連とか、官庁資料全体としての体系とかいう問題」〔98〕(1)頁)の存在を具体的な統計行政上の課題として突きつけたからである。国民経済計算に基づく経済運営方式の定着により、経済統計を中心に既存の諸統計が国民経済計算体系を構成する諸勘定項目の推計資料として捉え直されることになる。このようなマクロ加工統計の編成が統計行政の課題となる場合、統計の過不足は、現実の問題領域との対置によってではなく、国民経済の循環の諸側面を把握する勘定体系の編成というより具体的な統計の使用目的のフィルターを通して認識される。

1960年代末から70年代初頭にかけて、環境破壊や公害など経済成長をもたらすさまざまなひずみが社会問題化する。このことは統計体系の面にも反映し、SNAがカバーしえない社会統計を中心に、その整備が政策課題となる。国連ではこれを受けて社会人口統計体系SSDSという形での統計の体系化を提起〔157〕し、その具体化に向けてガイドライン〔158〕もまとめられた。

このような社会統計の国際的な再評価の動きは、わが国では『国民生活指標』(経済企画庁)や『社会生活統計指標』(総務庁統計局)として中央政府レベルでの統計整備のひとつの契機となった。それはさらにわが国の地方統計にも一種の社会指標「運動」として波及した。それは、「経済計画」を超えた「社会計画」を地方レベルで実現しようとするものであった。しかし社会指標をめぐる地方自治体でのさまざまな取り組みは、皮肉なことに結果的には都道府県産業連関表や県民所得といったGNP次元での推計作業と同じく、地方レベルで利用可能な統計が現実には極めて貧困な状態にあるという現行統計体系上の問題点をむしろ表面化させることになった。

伊大知良太郎〔33〕は、統計データを一種の社会生産物としてとらえ、データ需給の構造を明らかにすることを通じてあるべきデータ分布を実現するというデータ・ポリシー立案者の観点からデータ論の課題を設定する。この場合、データに対する需要側の要因としては、基本的に国民経済計算体系による経済統計の体系化が礎定されている。伊大知はまた同時に、経済統計を国民経済計算体系に収斂させることから発生する統計体系上の問題点にも注意を向ける。すなわち彼は、生活や環境等の分野の系統がその中に包含されないとして、経済統計体系と並んで社会統計体系構築の必要性を主張する〔33〕311頁)。なお、このような統計のあるべき体系の基準を国民経済計算体系に求める発想は倉林義正〔66〕にも共通にみられるが、倉林の場合は経済統計体系と社会統計体系の並存を唱える伊大知と異なり、社会人口統計体系を国民経済計算体系に接合するという観点から統計体系論を展開する。

わが国では分散型統計機構の下で政府統計が作成されており、その結果、さまざまな統計が各統計作成機関の関心に依拠して同一の対象に対して作成されている。このような中で松田芳郎は、国民経済勘定によるマクロ・データの体系化と並んで「経済活動の主体とその主体毎の財・サービスのフロー面での生産と消費活動、そのストック面での変動」とを体系的に捉えるものとしてのミクロ・データの体系化の必要性を提唱する〔松田〔76〕35頁〕。この点は、今後の統計データベースの構築とも関連して統計体系を考える上での重要な指摘といえる。

自らの経歴の中で統計調査行政に従事した経験を有する鮫島龍行は、わが国の統計の発展過程を現実の経済発展との対応関係において捉え、明治期以降のわが国の統計の発達を「日本の経済的社会的各発展段階において発生してきた問題史を統計活動のうえに、いわば自然発生的に投影してきた過程」〔相原・鮫島〔1〕278頁〕として特徴づける。そして彼は、統計行政による統計の体系性の認識が戦後になって初めて成立した点を強調する〔相原・鮫島〔1〕278頁〕。

鮫島は戦前期の統計の体系性欠如の原因として、統計の発達における自然発生性に加えて次の2点を指摘する。第一は、従来の統計における母集団概念の欠如である。なぜなら、母集団との関連が明確でない一部調査による調査結果は、単に特定の事例の結果としての意味しか付

与されず、他の諸統計と関連づけてそれらを利用することができないからである。戦後本格的に導入された無作為抽出標本調査は、わが国の統計実務家に個別調査次元での母集団概念の重要性を認識させることになった。さらに鮫島は、標本調査の導入、普及が統計の体系化の促進という面でも戦後の統計の発達に少なからず貢献したと評価する。

このような母集団概念を軸とする調査間の相互補完的位置づけに基づく統計体系論に加え鮫島は、戦後わが国の統計の体系化を促進したもう一つの要因として国民所得統計を中心とする加工統計の普及の事実を指摘する〔相原・鮫島 [1] 316-317頁〕。これを契機に統計の経済分野別の過不足状況、特に欠損部分は、現実の問題領域との対置によってではなく、国民経済計算の諸勘定を構成する個々の項目によって明示的な形で突きつけられる。

また、わが国の戦後の統計の整備に統計調整行政の面から関与してきた工藤弘安は、戦後の統計行政の展開を総括した中で、統計体系をそのテーマのひとつとして取り上げている〔工藤 [58, 59, 60]〕。彼は統計の体系化という見地から、総合計画のための統計の基準化・統制の必要性を指摘していた内閣統計局長川島孝彦の「統計制度改善案」の卓見、そして統計相互間の比較可能性の重要性を提言した第一次ライス・リポートを高く評価する〔工藤 [59] 5頁〕。そして彼は、戦後の統計調整行政の成果を、「昭和22年統計法制定当初たかだかと掲げられた『統計体系の整備』の構想は、その後センサス統計と月次統計との系列化、あるいは中小企業統計、物資流通消費統計、建設統計などジャンルごとの統計の整備、更には産業連関表の作成、新SNAやSSDSの導入に伴うマクロ経済社会統計の整備などにおいて見事に開花し、実を結んだ」〔工藤 [60] 5頁〕と総括する。もともと、わが国の統計制度は基本的に分散型をベースにしており、答申 [200] にも指摘されているように、時代の要請に即応した統計の作成、提供という面では、なお多くの課題を残している。

(2) 統計利用と統計体系

統計体系に対するもう一つのアプローチとして、統計利用者の立場からのそれがある。政府や企業、各種団体や研究者などさまざまな利用者が統計を利用する際に、それぞれの利用目的に照らして統計データの性格を知る必要がある。その場合、企業や事業所、世帯や個人といった調査客体や統計把握単位の属性による統計の分類、全数調査・標本調査といった調査形態、調査統計・業務統計さらには指定・承認・届出統計といった統計の制度上の分類など、わが国の統計体系を構成する様々ないわば統計の「分類軸」に従い諸統計が有する統計資料としての基本属性、さらにはそれと関連してそれが形作る統計体系の全体構造の解明が重要な意味を持つ。

例えば、同じく労働時間についての統計といっても、世帯(個人)調査として実施されたものと企業(事業所)を報告単位とする調査とでは、結果数字におのずと差異が発生する。加えて企業活動の「多角化」、「国際化」さらには世帯の変貌など調査客体そのものの変化、さらにはプライバシー意識の高まりに伴う調査環境問題など、今日、調査をめぐる状況が大きく変化している。これらについては、統計調査論はもちろん、作成された統計データの性格を規定するものとして、統計資料論としても重要な検討課題となる。

データベース構築にむけてのデータ構造の解明という基本的問題意識を持ち「データの精度の問題を実証分析の理論的枠組みのなかに取り込む」〔松田 [73] v頁〕視角から統計資料論を展開する松田は、明治期の表式調査に基づく統計の精度の吟味、個票調査との精度比較を豊富な一次資料に依拠しつつ分析しており、また人口調査に関しては旧植民地地域で作成された諸統計の精度評価を試みている [73]。

統計の作成並びにその利用の社会経済体制からの被規定性の解明を統計学の課題として設定する大屋祐雪は、標本調査が資本主義経済体制下でいかなる理由でその存在合理性を持つかと

いう点に注目する。彼は資本主義下で諸統計が形づく統計体系を、「経常的業務統計と小規模の経常的標本調査を車の両輪とし、センサスおよびそれに類する大規模の基本的統計調査を軸として回転して行く車のようなもの」〔大屋 [115] 68 頁〕として特徴づける。なお、この点について松田 [74] は、標本調査を大規模標本調査と小規模標本調査とに区別し、前者がセンサス的な構造統計、後者を速報統計として両者の差異性ならびに多くの分野でこれら 2 つのタイプの調査の性格の異なる標本調査がそれぞれ異なる目的をもって配置されていることを明らかにする。また森 [86] は、いわゆる速報統計の中で一部調査として実施されている調査の標本選定方法の違いに着目し、いわゆるカット・オフ法として知られる有意抽出調査が現代社会の中で無作為抽出標本調査とは異なる調査論理によって速報統計としての固有の存在意義を有していると指摘する。特に〔裾切り調査〕の形で実施される小規模標本調査では、資本金や従業員階級あるいは生産能力といった諸属性によって調査対象の足切りが行われ、いわゆる裾の部分を構成する圧倒的多数の小規模企業等を調査対象から排除することで調査の効率化をはかり、一部調査の社会的要件である「経済性」と「速報性」を充足している。反面、裾切り調査では抽出標本が明確に上方への偏りを持つことから、得られる調査結果は無作為抽出標本調査のように母平均や母比率等の母集団特性値の推定に使用することはできない。それは速報統計の利用目的のうち専ら生産や投資の総額の基本的動向把握あるいは景況判断といったタイプのニーズに対応したものとなる。

ところで、統計の作成過程における統計原情報の獲得形態の面からわが国の政府統計の性格規定に接近を試みた論者に上杉正一郎がいる。彼は特に資本主義諸国の統計体系の特質を規定する第二義統計の位置とその諸形態に注目〔上杉 [156] 188-189 頁〕し、第二義統計を統計資料の源泉と統計作成主体の性格に従い、(1) 届出、申告に基づき作成される統計（人口動態統計、貿易統計など）、(2) 官庁自身の所管業務の遂行の記録として作成される統計（司法、警察統計など）、(3) 経済行政官庁が管下の企業などから徴集する報告に基づいて作成される統計（「報調法」の適用を受ける承認統計）、(4) 国家企業の業務記録に基づいて作成される統計（運輸、通信統計、金融統計など）の 4 つの形態に分類するとともに、統計作成過程を規定する社会的関係が、作成される統計の信頼性、正確性をどう制約しているかを論じる〔上杉 [156] 204-205 頁〕。

大屋もまた政府統計利用の前提として、その作成過程を規定する社会的諸関係の解明の必要性を唱え、統計作成過程における調査（報告）主体と調査（報告）客体の置かれた特殊歴史的社会関係の側面から業務統計並びに政府調査統計の特質解明にアプローチする。

大屋は上杉の第二義統計の諸形態に言及し、第三形態の諸統計のうち承認統計については調査統計の範疇に属するものとして区別する。そして彼は、第二義統計の中で「非統計的目的で確認ないしは記録された事象についての業務上の記録や計数から、業務関係の下部機構を調査客体（調査単位または報告単位）として、上意下達の組織系統で作り上げる統計」〔大屋 [117] 225 頁〕を特に「業務統計」と定義し、その精度に関する検討を行っている。

一般に業務統計の作成過程を規定する諸要因の解明は、一国の統計体系のあり方をめぐる議論と無関係ではない。業務統計については、申告内容あるいは作成される業務記録が正確である限り作成される統計の精度は一般に高い。しかし資本主義体制下では活動の自由が個人や企業といった経済主体に対して少なくとも法的には保障されており、届出や許認可さらには各種行政行為によってこれらの活動を把握できる範囲は限定されている。このことは、業務統計が網羅できる問題領域に自ずと限界があることを意味する。この点で特に 1980 年代以降顕著になってきた種々の自由化、規制緩和措置により、その範囲はさらに狭められる傾向にある。

社会経済体制との関連で統計の作成、利用形態の理論化を追求する大屋の問題関心は、当然

のことながら調査統計の分野にも向けられる。彼は、政府が作成する指定、承認、届出の諸統計について、その批判的利用のために各統計の存在形態と作成形態の面に注目し、それぞれの統計の作成過程を制約する調査論理が統計の真実性の確保にどう関係するかを明らかにしようとする。

大屋によれば、承認、届出統計といった指定統計以外の諸統計も、調査統計として「実査の過程をもち、統計が調査客体(申告者)の申告にもとづいて作成される」〔大屋 [119] 170 頁〕という限りでは指定統計と共通の性格を持つ。しかし、これら非指定統計については、「政府がおこなう統計調査の実施基盤(調査主体と調査客体との社会体制的諸関係)に相違がなくとも、実査の過程を構成する主・客にたいする法的規制に相違があれば、そこから統計の真実性に差異が生ずる」〔大屋 [119] 170 頁〕として指定統計との差異性が強調される。非指定統計については、承認統計と届出統計の間の共通性、すなわち実査過程での統計原情報の獲得が基本的に任意申告に依存するという意味での等質性の側面が強調される。大屋が、承認、届出統計に対して、その申告行為を特徴づける任意原則によって「任意統計」という独自の名称を付与するものこのような理由からである。

森は、指定統計については統計法による法的強制が、承認統計については調査機関と被調査者の間に成立する非法規的強制力が、また届出統計のうち特に中央政府と日銀が作成するものについては統計情報の授受が一種の組織内部的強制力によってなされるという各統計に固有の作成論理を析出し、さらに統計調整機関による調整権限の行使形態という二重の見地から政府調査統計の全体構造の把握を試みる。これらの考察を踏まえて森 [88] は、調査統計の中で指定統計が業務統計と最も対極的位置にある事実を指摘し、業務統計を含めたわが国の政府統計の全体構造の定式化を行う。なお業務統計の類型化並びにその性格規定については、これまでわずかに上杉らによる研究が散見されるだけであったが、この点について森 [89] は、調査統計の統計作成論理の観点から業務統計の新たな類型化を試みている。

3.3 統計資料論における統計体系的視角の意義

意識調査など一部の統計を除き、一般に社会現象を対象とする個々の統計データは、客観的に存在する社会的集団現象を反映する。この点は統計が実体的に何を反映したのかという意味で統計の対象反映性に関わる。調査論に基礎をおく統計資料論では、統計の吟味・批判が主として調査過程における対象反映性の観点から展開されてきた。これは、個々の統計項目の概念規定の適切さやカバレッジなど個別統計次元での批判あるいは利用上の制約条件の解明という面ではその貢献は大きい。しかし、それを統計利用のための統計資料論として見た場合、利用目的に応じた統計の選択という統計資料吟味の側面を必ずしも論理的に包摂しえない。

わが国では、報告負担の軽減と行政の効率化のために統計調整機関による統計調整が制度化されている。とはいえ、わが国の統計制度は基本的に分散型であり、各行政機関は自らが必要とする情報を独自に確保する傾向が強い。その結果、現行の統計制度の下で統計調整の範囲外にある業務統計も含めれば、同一のものを対象とした多くの類似統計が作成されることになる。このことを統計利用という観点から捉えれば、それぞれ性質を異にする類似の統計群の中から利用目的に相対的に最も適合した統計を選択することが重要な意味を持つ。

このような統計の選択に際して有効な手がかりを与えるのが、個々の統計が作成形態の違いによってどのような特徴を持ち、またそれらの統計がわが国の統計体系全体の中でいかなる地位を占めるかという点である。このような体系論的視角を意識した統計資料の吟味を試みたものはこれまで必ずしも多くない。ここでは、溝口 [82]、竹内啓・松田 [146]、木下・土居・森 [40]などを挙げておく。

3.4 統計データの提供と統計資料論

以上、統計調査論ないし統計体系論の分野に属する研究のうち、特に統計データの精度なりその特質を論じた研究について、その主な業績を紹介してきた。そこで以下では、統計資料論のもうひとつの重要な分野である統計データの提供に関するこれまでの研究を紹介し、どのような課題が残されているかを見てみよう。

(1) わが国の統計データベースの現状

情報化への統計提供のひとつの対応として1980年に統計法施行令第7条が改正され、磁気媒体での結果の公表が制度化された。最近ではますます多くの統計がデータベース化され、提供されている。

統計データベースが他のデータベースと比べどのような特徴を持つかについては、穂鷹良介・佐藤英人 [26] による4スキーマ (schema) 構造についての指摘がある。データベースについては一般に3スキーマ構造を持つとされてきたが、彼らは特に統計データベースについては、収録されているデータの論理構造を記述するデータベース・スキーマ (DB schema) とデータベースが対象とする世界との中間に対象世界のモデル的反映である概念スキーマ (conceptual schema) を設定する必要があるとしている。

コンピュータの処理能力を考えれば、統計データベースにストックされる統計データは、現在のような集計結果表イメージのものではなく、中間サマリーデータあるいは個票レベルのデータの方が利用者の多様なニーズに対応しうることはいうまでもない。ready-made型からorder made型の統計提供への転換の必要性についてはすでに永山貞則や北山がそれを提唱しており、特に北山は、試論的にではあるが、新たな集計機関のあり方についてその組織や運営方法を提起している [[46] 223頁]。統計データベースについては、海外の公的データベースへのデータの提供も含め、調査実施の根幹に関わる被調査者のプライバシー保護の観点から、どのように匿名性と両立させるかという点で技術、制度の両面で今後検討しなければならない多くの課題がある。

また統計データベースの作成と関連して、最近マイクロ・データ・マッチング MDM が注目されている。これは、統計予算や人員さらには報告者の報告負担等により、新たな統計需要への調査面での対処が困難になりつつある状況を受け、特に欧米諸国で既存の統計データを個票レベルであるいは統計的なマッチングにより、利用可能情報の拡大をねらったものである。特に統計的マッチングについては、統計相互間のマッチングの軸となる分類コードを事前に統一するなど、統計調査にも波及し得る要素を持っている。さらにこの他にも統計データベースは、データベースにストックされるデータについても、同一調査対象の異時点間のデータ結合 (longitudinal data matching) の問題など多くの未開拓分野を残している。

(2) 歴史統計資料の整備

統計資料論の重要な要素として、歴史統計資料の発掘、整備がある。これは経済史との学際領域として存在するもので、既存資料の吟味に基づく新たな統計系列の整備、さらには戦争など社会的混乱期の統計の空白部分を埋めるものとして、その資料面での学問的価値は極めて大きい。

その先駆的業績といえるものが、大川一司・篠原三代平・梅村又次 [109] らによる長期時系列推計である。これは、国民所得およびそれを構成する各種経済統計系列を明治・大正・昭和期の約100年にわたり各種の推計に基づき集大成したもので、日本経済の明治期以降の発展を跡づける上で不可欠の資料となっている。これは単なる個別系列の長期推計にとどまらず、国民所得勘定という全体の枠組みを持つ経済統計の組織的・包括的整理を通じて国民所得の長

期推計を目指すものとして特筆される。

第二次世界大戦中から敗戦直後にかけての時期は単に社会・経済面だけでなく、情報統制や戦災による資料消失などわが国の統計にとっても混乱期であった。このため、上記の『長期経済統計』の推計作業でも、この時期については多くの系列が空白部分として残されていた。溝口・梅村 [81] は、台湾、朝鮮、南樺太など日本の旧植民地における生産、消費、資本形成さらには労働力移動などを含む多角的な統計の発掘、整備を海外の研究者との共同研究の形で行ったものであり、単に日本帝国主義研究のみならずその後の各地域の経済発展の分析資料としても有効性を持つ。なお、この時期の統計の復元、整備事業はその後溝口を研究代表者とする研究チームによって精力的に行われており、研究成果の一部はすでに [84] として公刊されている。

この他にも歴史統計については、数量経済史の分野ですでに多くの業績があるが、ここでは新保博 [135] や斎藤修 [131] らによる江戸時代以降の物価指数の推計や、西川俊作による長州・山口県の江戸時代末期からの産業発展の数量的実証の試み [99] などを挙げておく。また有田富美子・中村隆英 [2] は、江戸時代末期以降の江戸・東京における卸売物価の新たな推計を試みている。松田 [72] は、センサス調査の予備リストなどを用いて復元統計調査を試みており、さらに有田・木村健二とともに、明治期の工場統計資料により多重集計データからの個票データの復元を手掛けている [75]。

3.5 む す び

以上、本章では、統計資料論という視角からこれまでの研究成果を概観した。さいごに、この分野での今後の課題をいくつか指摘することにより本節のむすびとしたい。

本節では、公表され一般に利用可能な統計を対象に統計資料論にかかわる論点を整理してきた。しかし統計データの中には公表されることなく専ら行政目的で作成・利用され、当事者以外にはその存在さえ知られていない膨大な統計資料群が存在する。統計資料論はこれら現状では非公開となっているものまで射程にいれる必要がある。なぜなら、それらの存在を確認し統計データとしての利用可能性を追求することによって、一般に利用可能な統計資料の内容を豊富化し、あるいは既存の統計を補完することができるからである。

その点で、これまで統計学の分野であまり取り上げられる機会がなかった業務統計について、個々の具体的業務と関連していかなる統計系列が経常的に作成されているかをまず明らかにし、それがどのような性格を持った統計であり、どのような目的にどの範囲まで利用できるかを明らかにする必要がある。それによって新たに業務統計が利用可能な統計データの有力な源泉として再評価でき、統計利用の際の統計資料選択の範囲を拡大できるものと期待できる。

また統計体系との関連では、統計作成者の立場からの統計資料論は、本文でも見たようにSNAやSSDSに収斂させるものとして主として論じられてきた。他方、統計利用者の立場からの資料論はどちらかといえば統計調査論を中心に論じられてきた。その意味で、統計体系という視角からの資料論は統計体系の全体構造の解明に向けてようやく一応の概念図を提示し得る段階に達しているに過ぎない。個別統計の吟味・批判を基礎に置きつつもそれを超えた統計体系の全体構造の解明、それによる個別統計の基本的性格規定に基づく資料論の構築が求められる。このことは、単に統計利用の前提としての統計資料論の分野での関心事であるだけでなく、統計行政上の政策課題として統計体系の構築という点でも重要な意味をもつ。

本文で見てきたように、統計体系という視点は、提供されている統計データの利用目的に応じた選択に際してひとつの基準を提供する。とはいえ、選択した個別統計を実際に利用する場合、当然のことながら統計の作成形態の違いによる結果数字の差異を単に定性的に知るだけで

は十分ではない。個々の統計がどのような形で利用にどの程度有効であるかが決定的な意味を持つ。この点で、類似統計相互間の比較あるいは個々の系列の安定的側面の検出など、統計データの特質についての定量的な吟味、評価をさらに蓄積する必要がある。

外国の政府統計は、速報と確報とが大幅に食い違う数値をしばしば掲げている。これに対し日本の政府統計では業務統計を含め、個々の統計系列内の整合性の維持の側面をややもすれば重視し過ぎる傾向にある。このことは、例えば地方での最新の計数が国への報告分と異なることを理由に自治体がデータの提供に消極的になるなど、情報の提供面でしばしばマイナスの側面を持つ。統計の真实性への過度の信仰と不信とが同居することが、逆に統計データの誤差範囲内での正しい利用の障害となっているようにさえ思われる。このためには、誤差率表や推計方法など統計の品質についての情報をもっと積極的に開示される必要があるとともに、他方で利用者側も統計作成の具体的過程を踏まえてその現実的批判なり改善策を提起することが求められる。

統計による国際比較を行う場合、国際的な統計の基準化が不可欠なことはいうまでもない。同時に他方で各国の統計は、それぞれの国が置かれた歴史的、社会的背景を反映する形で作成される。そのため、各国の統計は、カバレッジや統計項目の定義さらには統計の作成方法そのものがしばしば異なる。統計による国際比較にあたっては、これらの点の調整がむしろ作業の中心を占めることになる。しかし中には、この過程を省略した単なる形式的な計数比較のレベルに留まっているものも少なくない。このような統計の国際的な基準化と並んでその外部にむしろ統計の実質的な比較可能性を保証するいわば国際統計資料論の課題が横たわっている。

また歴史統計の分野に関しては、これまで国民経済計算を中心に主として経済統計の領域で息の長い推計作業が積み重ねられてきた。今後さらに時間的、空間的な意味で従来の統計の空白部分を埋めあるいはより精度の高い推計による代替を通じての長期時系列の整備作業を継続する必要があることはいうまでもない。さらにこのような作業は他の研究領域の研究者との学際的共同作業を通じて、非経済統計の分野にも拡張される必要がある。

近年、集計結果のますます多くの部分がデータベースの形で手軽に利用できるようになってきた。その結果、統計の利用者は膨大な量のデータへのアクセスならびにその処理が著しく容易になった。このことは他方で統計そのものが一層ブラックボックス化されることにもなる。それだけに、本節で見たような統計利用の前提としての統計資料論への社会的要請は、情報化の進展とともにむしろますます強く要請されており、それらの成果をどのような形で一般の統計利用者に提供すればよいかという点についても今後検討する必要がある。

最後に、作成され一般の利用に供される統計データは、何よりもまず被調査者の調査協力と調査従事者の労苦のたまものである。このようにして生産された公共財である統計データをより有効に活用するためにも、統計資料論の意義は決して小さくないように思われる。

謝辞：本サーベイの作成にあたり、レフェリーの方々から多岐にわたる貴重なコメントを頂戴した。そのいずれもが的確な指摘であり、その後、可能な限り改善に努めたつもりであるが、十分に取り組み得なかった点も少なくない。これらの点については今後の検討課題としたい。

参 考 文 献

- [1] 相原 茂・鮫島龍行 (1971). 統計日本経済, 筑摩書房.
- [2] 有田富美子, 中村隆英 (1992). 東京における卸売物価指数の一推計-1830-1936年, 人文・社会科学論集, 東洋英和女学院大学, 5, 39-66.
- [3] バルマー, M. 編 (法政大学日本統計研究所訳, 1982). 統計調査とプライバシー, 梓出版社.

- [4] 電気通信総合研究所(1982). 情報公開制度に関する諸外国の法制と運用形態.
- [5] 藤江昌嗣(1990). 統計単位概念とその構造について, 統計学(経済統計学会), 58, 17-35.
- [6] 藤江昌嗣(1990). 国際標準産業分類第3次改訂(ISIC. Rev. 3)について, 統計学, 59, 25-34.
- [7] 藤田峯三(1985). 国富調査実施上の問題点について, 第53回日本統計学会講演報告集, 197-199.
- [8] 深田正夫(1982). 昭和26年および30年の日本産業連関表, 経済統計研究, 10-1, 1-14.
- [9] 船木勝也(1981). 統計報告調整法とその周辺, 社会科学論集, 21, 31-54.
- [10] 舟岡史雄(1986). 企業統計, 林周二・中村隆英編, 日本経済と経済統計, 東京大学出版会, 73-95.
- [11] 行政管理研究センター(1978). 世界のプライバシー法, ぎょうせい.
- [12] 浜砂敬郎(1981). 統計環境の実証的考察, 経済学研究, 46-1, 2, 235-265.
- [13] 浜砂敬郎(1984). 統計調査におけるプライバシー問題の新局面—西ドイツの1983年国勢調査中止問題について—, 統計学, 47, 73-92.
- [14] 浜砂敬郎(1985). ドイツ統計学会の現況, 統計学, 48, 81-94.
- [15] 浜砂敬郎(1988). 統計調査体系論ノート, 経済学研究(九州大学) 54-4・5, 123-131.
- [16] 浜砂敬郎(1989). 西ドイツの統計改革, 原田 溥・津守常弘編, 現代西ドイツの企業経営と公共政策, 九州大学出版会, 269-319.
- [17] 浜砂敬郎(1989). 統計法の新しい形態—西ドイツの1987年連邦統計法—, 研究所報, 16, 37-71.
- [18] 浜砂敬郎(1990). 統計調査環境の実証的研究—日独比較分析—, 産業統計研究社.
- [19] 林周二(1986). 統計情報サービス, 林周二・中村隆英編, 日本経済と経済統計, 東京大学出版会, 21-38.
- [20] 樋口美雄(1991). 日本経済と就業行動, 東洋経済新報社.
- [21] 平松博久(1977). 鉱工業生産指数についての一考察, 調査月報(経済企画庁), 318, 59-66.
- [22] 廣松 毅(1986). 情報化指標の試みと「情報流通センサス」, 林周二・中村隆英編, 日本経済と経済統計, 東京大学出版会, 97-115.
- [23] 広田伊蘇夫・暉峻淑子(1987). 調査と人権, 現代書館.
- [24] 堀部政男(1984). 国勢調査とプライバシー, 統計, 1984/7, 7-12.
- [25] 堀部政男(1988). プライバシーと高度情報化社会, 岩波新書.
- [26] 穂鷹良介・佐藤英人(1988). 統計データベースの設計と開発, オーム社.
- [27] 法政大学日本統計研究所(1979, 1980). 統計環境実態調査報告, 研究所報, 4, 5.
- [28] 法政大学日本統計研究所(1988). 消費統計研究, 研究所報, 14.
- [29] 法政大学日本統計研究所(1990). 統計法改正に関する座談会, 統計制度ヒアリング・シリーズ, 1.
- [30] 今井洋夫(1990). 商品の統計分類基準の整備をめざして, 経済統計研究, 18-1, 31-56.
- [31] 井上俊一, 高橋邦明(1971). 住民基本台帳にもとづく人口移動報告の一問題点について, 統計局研究彙報, 20, 41-59.
- [32] 井上俊一, 長田富子(1971). 国勢調査人口と推計人口との間の誤差の分析(前編), 統計局研究彙報, 22, 31-56.
- [33] 伊大知良太郎(1970). 統計データ論の課題, 経済研究, 21-4, 305-311.
- [34] 石渡 茂(1985). 新SNAと国富調査について, 第53回日本統計学会講演報告集, 202-204.
- [35] 伊藤彰彦(1985). 日本標準産業分類の改訂, 統計, 36-2, 36-42.
- [36] 伊藤陽一(1976). わが国の統計制度をめぐる諸問題, 研究所報, 1, 3-28.
- [37] 泉省一郎(1990). 地方からみたわが国戦後の統計行政の歩み, 研究所報, 17, 49-50.
- [38] 川端亮二(1989). データ プライバシー, ぎょうせい.
- [39] 経済団体連合会(1988). 統計行政の諸問題と今後の課題.
- [40] 木下 滋, 土居英二, 森 博美編(1992). 統計ガイドブック, 大月書店.
- [41] 岸啓二郎(1983). 経済構造の変化と統計, 統計学(経済統計学会), 45, 1-17.
- [42] 北川隆吉(1981). 国勢調査とプライバシー, ジュリスト臨時増刊, 742, 172-176.
- [43] 北川 豊(1983). 統計サービスと情報の公開, 暉峻淑子編, 公共サービスと国民生活, 産業統計研究社, 217-240.
- [44] 北川 豊(1984). 国際統計協会の倫理規範(草案), 社会科学論集(埼玉大), 54, 271-280.
- [45] 北川 豊(1985). 不合理に計画・実行された統計調査—厚生省1983年度『精神衛生実態調査』の場合, 社会科学論集, 55, 253-298.
- [46] 北山直樹(1991). 統計データの科学, 三協法規出版.
- [47] 古寺雅美(1990). 統計調査の実施困難と今後の統計生産, 研究所報, 17, 116-117.
- [48] 腰原久雄(1986). 工業統計と生産動態統計の乖離, 林周二・中村隆英編, 日本経済と経済統計, 東京

- 大学出版会, 53-71.
- [49] 小山弘彦 (1990). 消費関連統計の現状——家計調査を中心として——, 第 58 回日本統計学会講演報告集, 261-263.
- [50] 工藤弘安 (1980). 統計学, 学陽書房.
- [51] 工藤弘安 (1981). 統計整備の現状と将来展望—統計制度の観点から—, 統計学, 41, 1-19.
- [52] 工藤弘安 (1982). 今日の統計調査の課題, 統計, 1982/1, 11-15.
- [53] 工藤弘安 (1985). 戦後行政改革と統計制度, 統計学, 48, 1-18.
- [54] 工藤弘安 (1986). 統計調査における情報提供 (I) —諸概念の考察とその周辺—, 経済研究 (成城大学), 92, 73-95.
- [55] 工藤弘安 (1986). 中央統計制度・統計行政, 統計学, 49-50, 93-94.
- [56] 工藤弘安 (1986). 統計調査と統計行政, 経済統計学会, 社会科学としての統計学 第 2 集, 産業統計研究社, 91-100.
- [57] 工藤弘安 (1987). 統計委員会と総合調整, 統計, 1987/1, 7-11.
- [58] 工藤弘安 (1987). 統計行政の歩み (IV), 統計情報, 36, 1987/8, 4-5.
- [59] 工藤弘安 (1987). 統計行政の歩み (V), 統計情報, 36, 1987/11, 4-5.
- [60] 工藤弘安 (1988). 統計行政の歩み (VI), 統計情報, 37, 1988/4, 4-5.
- [61] 工藤弘安 (1989). 統計制度の新たな展開, 統計情報, 38, 1989/8, 2-3.
- [62] 工藤弘安 (1989). レジスター・ベースの統計制度, 研究所報, 16, 1-35.
- [63] 工藤弘安 (1990). 統計調査における情報提供 (II) —事例研究: デンマーク その 1—, 経済研究 (成城大学), 108, 45-59.
- [64] 工藤弘安 (1991). 商品に関する国際標準分類の系譜, 成城大学. 経済と文化, 新評論, 123-156.
- [65] 工藤弘安 (1992). 国際統計の現状と動向, 統計学, 62, 1-13.
- [66] 倉林義正 (1971). 経済統計の体系化と国民経済計算の体系, 経済研究, 22-1, 50-70.
- [67] 倉林義正 (1974). 国民経済計算と社会統計の体系, 経済研究, 25-2, 113-132.
- [68] 黒田昌裕・吉岡完治 (1985). わが国の産業資本ストック推計 (昭和 30-54 年) について, 第 53 回日本統計学会講演報告集, 208-211.
- [69] 楠田義 (1985). 資本ストックの推計と国富調査について, 第 53 回日本統計学会講演報告集, 200-201.
- [70] 九州大学経済学部統計学研究室 (1979). 統計環境の実態.
- [71] 松田芳郎 (1977). 日本における旧植民地統計調査制度と精度について, 経済研究, 28-4, 360-368.
- [72] 松田芳郎 (1976). 明治中期のいわゆる「勸業」統計の制度と精度, 経済研究, 27-3, 275-279.
- [73] 松田芳郎 (1978). データの理論, 岩波書店.
- [74] 松田芳郎 (1987). 経済統計の見方・使い方 (4) —調査統計相互の関係; 調査体系—, 経済セミナー, 112-117.
- [75] 松田芳郎・有田富美子・木村健二 (1990). 明治期工場統計調査の復元集計 (I・II・III), 一橋大学経済研究所日本統計情報センター
- [76] 松田芳郎 (1991). 企業構造の統計的測定方法, 岩波書店.
- [77] 三村吉造 (1983). 日本標準産業分類の改訂について, 統計情報, 32-7, 388-414.
- [78] 三瀧信邦 (1983). 経済統計分類論, 有斐閣.
- [79] 三瀧信邦 (1984). 行政改革と統計行政—統計行革の意味—, 統計学, 46, 119-128.
- [80] 溝口敏行 (1985). 経済統計論 (第 3 版), 東洋経済新報社.
- [81] 溝口敏行, 梅村又次編 (1988). 旧日本植民地経済統計, 東洋経済新報社.
- [82] 溝口敏行 (1992). 我が国統計調査の現代的課題, 岩波書店.
- [83] 溝口敏行 (1992). 統計と統計学の将来, 日本統計学会誌, 21-3, 329-332.
- [84] 溝口敏行他 (1993). 第 2 次大戦下の日本経済の統計的分析, 平成 2-4 年度科学研究補助金 総合 (A) 研究成果報告書.
- [85] 宮田 満 (1978). GNP と IIP の乖離をいかに考えるか, 経済統計研究, 6-1, 51-78.
- [86] 森 博美 (1982). 現代政府統計の二形態, 中央調査報, 中央調査社, 285, 1-5.
- [87] 森 博美 (1991). 対外直接投資統計に関する一考察, 経済志林, 58-3・4, 347-374.
- [88] 森 博美 (1991). 統計法規と統計体系, 法政大学出版局.
- [89] 森 博美 (1991). 業務統計の作成論理とその構造, 経済志林, 59-4, 101-123.
- [90] 森田優三 (1971). 国勢調査とプライバシーの問題, 統計, 1971/1, 1-9.
- [91] 森田優三 (1973). 統計の日の制定とその課題—プライバシーの問題と統計の独立—, 統計情報, 22-12, 374-381.

- [92] 森田優三 (1977). 行政と統計, 行政管理研究, **3**, 1-5.
- [93] 森田優三 (1979). 統計改革への途, 統計情報, **28-1**, 2-6.
- [94] 永山貞則 (1986). 日本の官庁統計の発展と現代, 日本統計学会誌, **16-1**, 101-109.
- [95] 永山貞則 (1992). 開かれた政府統計のあり方, 日本統計学会誌, **21-3**, 277-282.
- [96] 中村隆英 (1986). 官庁統計の現状と未来, 林周二・中村隆英編, 日本経済と経済統計, 東京大学出版会, 3-20.
- [97] 日本計画行政学会 (1986). 環境指標, 学陽書房.
- [98] 日本統計研究所 (1954). 官庁統計の体系—生産物バランスを中心として—.
- [99] 西川俊作 (1979). 長州・山口県の産業発展, 近代移行期の日本経済 (新保博・安場保吉編), 日本経済新聞社, 29-48.
- [100] 野田 孜 (1954). 農産物物価指数の推計, 経済研究, **5-3**, 235-239.
- [101] 野田 孜 (1955). 明治期以降生計費指数の推計, 経済研究, **6-2**, 138-142.
- [102] 野田 孜 (1959). 戦後に関数投資・消費の推計III, 経済研究, **10-1**, 39-47.
- [103] 野田 孜 (1992). 個人・家計情報の供給と利用限界, 日本統計学会誌, **21-3**, 297-300.
- [104] 越智康則 (1981). サービス業の分類について, 統計, **32-3**, 31-39.
- [105] 越智康則 (1985). サービス業統計の現状と問題点, 第53回日本統計学会報告集, 301-302.
- [106] 越智康則 (1992). 統計調査環境の現状, 統計, **43-5**, 14-19.
- [107] 小河俊夫 (1982). 準調査世帯の分析, 統計局研究彙報, **38**, 1-9.
- [108] 大泉雅男 (1978). 統計データの精度管理について, 経済統計研究, **6-4**, 35-69.
- [109] 大川一司, 篠原三代平, 梅村又次 (1965~1988). 長期経済統計1~14, 東洋経済新報社.
- [110] 大川一司 (1959). 戦後に関する投資・消費の推計I, 経済研究, **10-1**, 29-30.
- [111] 奥野忠一, 大泉雅男 (1980). 動態統計の精度管理についての研究, 経済統計研究, **8-2**, 1-25.
- [112] 奥野定通・北川 豊 (1976). 統計制度論, 統計学, **30**, 390-413.
- [113] 長田富子 (1974). 国勢調査人口と推計人口との間の誤差の分析 (中編), 統計局研究彙報, **26**, 1-35.
- [114] 長田富子 (1974). 国勢調査人口と推計人口との間の誤差の分析 (後編), 統計局研究彙報, **27**, 1-42.
- [115] 大屋祐雪 (1960). 社会経済体制と統計, 熊本商科大学論集, **12**, 31-68.
- [116] 大屋祐雪 (1965). 日本統計制度史の一駒—大内委員会のこと—, 経済学研究, **30-5・6**, 1-29.
- [117] 大屋祐雪 (1966). 統計研究 (3) —わが国の統計事情 (一), 唯物史観, 河出書房新社, **3**, 223-227.
- [118] 大屋祐雪 (1967). 統計研究 (4) —わが国の統計事情 (二), 唯物史観, 河出書房新社, **5**, 183-188.
- [119] 大屋祐雪 (1968). 統計研究 (5) —わが国の統計事情 (三), 唯物史観, 河出書房新社, **6**, 170-188.
- [120] 大屋祐雪 (1974). 統計法の成立, 経済学研究, **39-1~6**, 71-92.
- [121] 大屋祐雪 (1977). 統計法の諸問題, 統計情報, **26-5**, 241-249.
- [122] 大屋祐雪他 (1979). 統計環境実態調査報告, 研究所報, **4**.
- [123] 大屋祐雪 (1979). 統計環境の実態, 経済学研究, **45-1, 2**, 81-106, 57-101.
- [124] 大屋祐雪他 (1980). 統計環境実態調査報告II, 研究所報, **5**.
- [125] 大屋祐雪 (1982). プライバシーと統計環境, 統計, **1982/1**, 16-24.
- [126] 大屋祐雪 (1987). 現行統計法をみなおす, 統計, **1987/1**, 1-6.
- [127] 大屋祐雪 (1987). 統計情報化過程の考察, 徳永正二郎・矢田俊文, ソフト経済の研究, 九州大学出版会, **77-125**.
- [128] 大屋祐雪 (1989). 統計調査票について, 北海学園大学経済論集, **36-3**, 47-57.
- [129] 大屋祐雪 (1989). 現代統計学の諸問題, 産業統計研究社.
- [130] 大屋祐雪 (1992). 調査環境について, 立教経済学研究, **45-4**, 21-37.
- [131] 斎藤 修 (1975). 大阪卸売物価指数 1757-1915年, 三田学会雑誌, **68-10**, 63-70.
- [132] 坂本信三 (1991). 我が国の統計制度, 全国統計協会連合会.
- [133] 鮫島龍行 (1976). 官庁統計—この30年—, 統計, **1976/12**, 28-34.
- [134] 篠原三代平 (1959). 戦後に関する投資・消費の推計II, 経済研究, **10-1**, 30-39.
- [135] 新保 博 (1978). 近世の物価と経済発展, 東洋経済新報社.
- [136] 杉森滉一 (1986). 統計調査論, 経済統計学会, 社会科学としての統計学 第2集, 産業統計研究社, **60-72**.
- [137] 杉森滉一 (1991). 人口分類と階級分析, お茶の水書房.
- [138] 鈴木庸夫 (1980). 統計調査とプライバシー, 統計, **43-5**, 8-13.
- [139] 館竜一郎 (1983). ソフトノミックス, 日本経済新聞社.
- [140] 田口時夫 (1985). 国富調査の標本設計について, 第53回日本統計学会講演報告集, 205-207.

- [141] 高木新太郎・北沢敏夫 (1980). 新 SNA と生産指数等の相互関係, 新 SNA および生産指数における生産・在庫統計の関連に係る調査報告書.
- [142] 高山憲之・舟岡史雄・大竹文雄・関口昌彦・渋谷時幸 (1989). 日本の家計資産と貯蓄率, 経済分析, 116, 1-93.
- [143] 高山憲之他 (1990). 家計資産保有額の年次推移と家計貯蓄率の2時点比較, 経済分析, 118, 75-121.
- [144] 竹内 啓 (1980). サービス産業分類についての若干の問題点, 統計, 31-11, 1-6.
- [145] 竹内 啓 (1985). 産業分類の基本問題, 統計, 36-2, 1-5.
- [146] 竹内 啓, 松田芳郎 (1987~89). 経済統計の見方・使い方 (第 I, II部), 経済セミナー, 387-410.
- [147] 田村邦久 (1975). 鉱工業生産指数と工業統計のかい離について, 経済統計研究, 2-4, 21-44.
- [148] 田中尚美 (1986). 統計分類, 経済統計学会, 社会科学としての統計学第2集, 産業統計研究社, 79-90.
- [149] 田中 力 (1989). 戦後土地統計の発達, 大泉英次・山田良治, 戦後日本の土地問題, ミネルヴァ書房, 303-332.
- [150] 田中 力 (1989). 現代日本の土地保有統計をめぐる方法論的諸問題の検討, 統計学 (経済統計学会), 56, 1-18.
- [151] 統計委員会 (1963). 日本統計制度再建史—統計委員会史稿 資料篇 (II), 日本統計研究所.
- [152] 統計指標研究会 (1973~74). 官庁統計の批判と利用①~⑯, 経済, 新日本出版社.
- [153] 統計数理研究所 (研究代表・田口時夫) (1986). 国民の統計意識に関する世論調査.
- [154] 統計数理研究所 (研究代表・田口時夫) (1987). 統計調査員の統計に関する意識調査.
- [155] 辻 良英 (1985). 官庁統計からみた統計環境, 第53回日本統計学会講演報告集, 137-139.
- [156] 上杉正一郎 (1974). 経済学と統計 (改訂新版), 青木書店.
- [157] UN (1975). Towards a System of Social and Demographic Statistics, UN.
- [158] UN (1977). Social Indicators: Preliminary Guidelines and Illustrative Series, UN.
- [159] UN (1977). Provisional Guidelines on Statistics of the Distribution of Income, Consumption and Accumulation of Households, UN.
- [160] UN (1985). National Accounts Statistics: Supplement, Compendium of Income Distribution Statistics, UN.
- [161] 牛尾義法 (1992). 国際標準分類の現状, 統計, 43-8, 18-24.
- [162] 宇都宮陽二郎 (1992). 地球環境にかかる統計, 統計, 45-5, 30-31.
- [163] 山田 茂 (1984). 統計調査員問題の実証的研究—国勢調査員の業務と意識—, 日本統計研究所統計研究参考資料, 17.
- [164] 山田 茂 (1989). 国勢調査結果の評価に関する一考察, 政経論叢 (国士館大学), 68, 53-82.
- [165] 山田 茂 (1990). 「家計調査」結果の評価に関する一考察, 政経論叢 (国士館大学), 71, 1-32.
- [166] 山田 茂 (1990). 被調査者からみた統計調査, 政経論叢 (国士館大学), 74, 51-76.
- [167] 山田 茂 (1992). 国勢調査結果の評価の試み, 中央調査社, 中央調査報, 421, 1-7.
- [168] 山中四郎 (1948). 統計制度改善の当面の諸問題, 統計, 1948/10, 再録 1983/9, 4-14.
- [169] 山中四郎・河合三良 (1950). 統計法と統計制度, 統計の友社.
- [170] 山脇 清 (1989). 統計法等の一部改正について, 第57回日本統計学会講演報告集, 182-184.
- [171] 横本 宏 (1983). 統計調査と人権をめぐる諸問題—精神衛生実態調査批判—, 国民生活研究, 23-3, 1-19.
- [172] 吉川 薫 (1991). 分布統計の推計方法と課題, 季刊国民経済計算, 88, 1-38.
- [173] 全国統計協会連合会 (1980). 統計調査員の確保及び資質向上対策に関する調査研究報告書.
- [174] 全国統計協会連合会 (1981). 統計調査システム化及び統計利用に関する調査研究報告書.
- [175] 全国統計協会連合会 (1983). 統計報告等の負担の軽減に関する調査研究報告書.
- [176] 全国統計協会連合会 (1984). 統計調査におけるリンケージシステム開発に関する調査研究報告書.
- [177] 全国統計協会連合会 (1985). 統計調査におけるデータ・リンケージシステム開発に関する調査研究報告書.
- [178] 全国統計協会連合会 (1988). 統計行政の基本的事項に関する調査研究報告書.
- [179] 全国統計協会連合会 (1989). 統計調査におけるニューメディア利活用方策に関する調査研究報告書.
- [180] 行政管理庁統計基準局 (1962). 日本統計制度再建史—統計委員会史稿 記述篇.
- [181] 行政管理庁統計基準局 (1962). 日本統計制度再建史—統計委員会史稿 資料篇 (I).
- [182] 行政管理庁統計基準局 (1962). 日本統計制度再建史—統計委員会史稿 資料篇 (II).
- [183] 行政管理庁統計基準局 (1963). 日本統計制度再建史—統計委員会史稿 資料篇 (III).
- [184] 行政管理庁二十五年史 (1973).

- [185] 行政管理庁(1978). 諸外国における電子計算機利用に伴うプライバシー保護対策の動向.
- [186] 行政管理庁(1981). 昭和55年度統計調査技術開発研究報告書, 全国統計協会連合会.
- [187] 行政管理庁行政管理局(1982). 昭和56年度統計調査技術開発研究報告書.
- [188] 行政管理庁行政管理局(1982). プライバシー保護の現状と将来, ぎょうせい.
- [189] 行政管理庁統計主幹(1983). 環境統計の整備に向けて.
- [190] 行政管理庁(1983). 昭和57年度統計調査技術開発研究報告書, 行政管理庁統計主幹.
- [191] 行政管理庁史(1984).
- [192] 大蔵省大臣官房調査企画室財政金融研究室(1984). ソフト化経済と貿易 ソフトミックスシリーズ36, 大蔵省印刷局.
- [193] 大蔵省大臣官房調査企画室財政金融研究室(1985). ソフト化時代における経済統計の課題 ソフトミックスシリーズ1, 大蔵省印刷局.
- [194] 大蔵省大臣官房調査企画室財政金融研究室(1985). ソフト化とGNP統計 ソフトミックスシリーズ2, 大蔵省印刷局.
- [195] 総務庁(1987). 行政機関における個人情報保護対策, ぎょうせい.
- [196] 総務庁統計局統計基準部(1987). 昭和61年度データ・チェック標準システムの開発に関する調査研究報告書.
- [197] 総務庁統計局統計基準部国際統計課(1987). 諸外国における統計の制度と運用(その15).
- [198] 総務庁統計局統計基準部. 統計情報(月刊), 全国統計協会連合会.
- [199] 総務庁統計局統計基準部統計企画課(1992). 統計審議会の諮問, 答申及び建議集(昭和57年11月~平成4年3月).
- [200] 総務庁統計局統計基準部(1985). 統計行政の中長期構想—統計審議会答申—, 全国統計協会連合会.
- [201] 総理府広報室(1989). 統計調査に関する世論調査.
- [202] 総理府統計局八十年史稿(1951).
- [203] 総理府統計局百年史資料集成 第1巻 総記 上(1973), 下(1990).
- [204] 統計局・統計センター百二十年史(1992).
- [205] 通産省大臣官房調査統計部調査統計企画室(1987). 商業動態統計調査の精度分析, 経済統計研究, 15-1, 81-101.
- [206] 通産省(1980). 通産統計史(第1巻) 総論 その2, 通産統計協会・機械振興協会経済研究所.